

令和7年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和7年12月4日（木曜日）

○議事日程

令和7年12月4日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	藤 村 こずえ 君	2 番	中 谷 哲 君
3 番	上 野 忠 彦 君	4 番	原 田 典 子 君
5 番	藤 本 真 未 君	6 番	松 村 学 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	宮 元 照 美 君	10 番	河 村 孝 君
11 番	梅 本 洋 平 君	12 番	上 田 和 夫 君
13 番	曾 我 好 則 君	14 番	宇多村 史 朗 君
15 番	生 野 美 輪 君	16 番	山 田 耕 治 君
17 番	和 田 敏 明 君	18 番	久 保 潤 爾 君
19 番	森 重 豊 君	20 番	重 田 直 輝 君
21 番	三 原 昭 治 君	22 番	村 木 正 弘 君
23 番	田 中 敏 靖 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	安 村 政 治 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	能 野 英 人 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	糸 井 純 平 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文 化 ス ポ ー ツ 観 光 交 流 部 長	松 村 慎 吾 君	生 活 環 境 部 長	亀 井 幸 一 君
福 祉 部 長	藤 井 一 郎 君	保 健 こ ど も 部 長	石 丸 典 子 君
産 業 振 興 部 長	杉 江 純 一 君	土 木 都 市 建 設 部 長	藤 本 英 明 君
会 計 管 理 者	國 澤 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君	消 防 長	山 崎 泰 介 君
教 育 部 長	高 橋 光 男 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午 前 1 0 時 開 議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
また、執行部につきましては、原田監査委員事務局長が欠席する旨の届出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、原田議員、5番、藤本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、4番、原田議員。

〔4番 原田 典子君 登壇〕

○4番（原田 典子君） おはようございます。通告に従いまして、大きく2つの質問をさせていただきます。何とぞ誠意のある御回答をよろしくお願いたします。

まず1つ目は、生活保護申請における本市の対応についてです。

生活保護は国の制度であり、法定受託事務として市町村は国の基準に従って実施するも

のとされています。中でも、ケースワーカーによる市民への寄り添い方や相談体制など、運用の部分には自治体の姿勢が大きく現れます。相談者が窓口に来た際にどのような説明をされているのか、本市の丁寧な対応が市民の生存権を守るために求められています。

私は9月議会において、生活保護のしおりの改善を求めました。その後、要望した箇所が改訂され、生活保護の種類として8つの扶助が記載されました。また、125ccのオートバイの所持についての説明が追記されたことは、一歩前進であると評価しております。

また、9月議会が終わってからの3か月の間に、市民の数名からお電話を頂き、生活保護についての御意見を伺うことができました。その中には、本市は生活保護の申請をする人に寄り添えていないのではないかと御指摘がありました。本当に困った人がちゅうちょしてしまい、保護が受けられていないのではないかとという声もありました。今回はその見えない壁を一つ一つ減らし、本当に必要とする人が確実に申請し、受給につながるようにとの思いから質問いたします。

まず1点目は、相談者が窓口を訪れた際に、生活保護申請の権利について伝えているのかという点です。

国の通知では、生活保護の相談に来られた方には、申請をすることができますと明確に伝えること、そして申請を拒んではならないことが示されています。生活相談と申請の線引きが分かりづらいという声もある中、相談者が誤解しないために、誰でも生活保護を申請する権利があること、つまり申請ができることを明確に伝えているかについてお伺いをします。

次に、生活保護の相談や申請対応を行うケースワーカーについてです。ケースワーカーは、生活に困っている人が国や自治体の福祉制度を通して安心して暮らせるように支援する専門職です。業務を大まかに言いますと、生活保護の申請対応と生活保護受給者への家庭訪問による生活環境の確認、さらに不正受給防止であります。

そこで2点目に、ケースワーカーの受持ち状況についてお聞きします。

現在、ケースワーカーの人数は福祉事務所の定数基準内に収まっているのか、またケースワーカーの1人当たりの受持ち件数は何件であるかをお伺いします。

そして3点目は、そのケースワーカーの相談から申請につなげるまでの対応の統一についてです。

同じ福祉事務所内でも担当者によって説明の丁寧さや案内方法が異なるという課題は、全国的にも指摘をされ、自治体によっては独自のマニュアルがあるとお聞きしています。例えば国立市では、市が作成している生活保護業務実施方針の中に、マニュアルの整備、研修体制の強化など、統一的な支援ができるように対応方法のリスト化、共有化を行うと

あります。

本市でも、相談者がどの窓口に来ても同じ水準の説明と支援が受けられるようマニュアルが作成されているのか、お伺いいたします。

以上、3点についてお答えください。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 原田議員の生活保護申請における本市の対応についての御質問のうち、私からは生活保護の基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

日本国憲法第25条には、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されており、生活保護法第1条には、その目的として、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することと規定されております。

生活保護は最後のセーフティーネットと言われており、社会福祉協議会の防府市自立相談支援センターや民生委員等と連携し、必要な方へ適切な支援を行うことが大変重要となっております。そのため、令和6年度に福祉行政を強化するため、新たに福祉部を設置し、その中に生活困窮に対応する専門の部署として、支援が必要な方に寄り添った対応ができるよう生活支援課を設置いたしました。現在、本市で生活保護を受けておられる468世帯の方々に対し寄り添った支援を行っているものと考えております。

今後とも、生活に不安をお持ちの方が安心して暮らせるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

なお、個別の御質問に対しましては、福祉部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 私からは、生活保護申請における本市の対応についての3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の生活相談に来られた方に生活保護の申請の権利について明確に伝えているかについてです。

生活保護の相談があった場合には、生活保護の受給要件や制度の内容等を説明し、十分に理解いただくことが必要です。また、相談者の状況をよく聴取し、年金や各種手当等の他法・他施策の活用が可能な方については、まずはそちらを優先するよう助言を行います。

その上で、生活保護を申請する意思がある方には、申請の権利について説明をしています。

次に、2点目の現在ケースワーカーの人数は福祉事務所の定数に足りているか、またケースワーカー1人当たりの件数は何件であるかについてです。

福祉事務所に配置するケースワーカーの定数は、社会福祉法により、被保護世帯の数が240以下であるときは3、被保護世帯の数が80を増すごとに、これに1を加えた数と定められています。現在、本市の被保護世帯が468世帯のため、法に基づく定数は6人であり、生活支援課のケースワーカー6人は定数どおりの配置となっております。また、ケースワーカー1人当たりの担当件数は平均約78世帯です。

最後に、3点目のケースワーカーの対応を統一し、生活相談から申請につなげるためのマニュアルは作成されているのかについてです。

面接相談の際の対応は、マニュアルは作成しておりませんが、住宅状況や預貯金等の資産状況、扶養親族、ライフラインの状況等を確認するための面接記録票の様式を統一しておりますので、どの職員が対応しても同一の確認がされております。

一方で、相談者ごとに困窮状況や資産の保有状況等お困りの内容が異なりますので、説明については、画一的なものではなく、個々の相談に寄り添い、状況に応じて行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

まず、1点目についてなんですけれども、今のお答えでいくと、まずは制度を理解していただいて、その上で申請を行うというような意味だったと思います。実際に私が市民の方の生活保護の申請に同行したときには、申請をすることを伝えましたが、貯金通帳の記帳が最近のものでないとのことで、提出書類がそろわなければ申請はできないというような説明がありました。申請は申請書だけでできるはずではないのかと疑問に思いました。結局のところ、通帳の記帳をしてから、また出向いたということになりました。それで申請ができました。

相談に来られた方がすぐ申請に至らないということは、よくあると思います。しかし、いつでも誰でも申請ができるということが知られていることが重要であると思います。そのためには、あえて生活相談の際に、いつでも誰でも生活保護の申請はできると明確に伝えていただけるほうがよいのではないかと思います。

そして、本当は申請を望んでいても返されるケース、例えば本人がちゅうちょしてしまったとか、あと一歩が踏み出せないこともあると思います。また、担当地区のケースワー

カーが不在で、当日ではその先まで話が進まないという場合もあると伺っています。そのときには生活相談の適切な記録が重要となると考えます。

東京都足立区では、相談者が申請に至らなかった場合、返した理由を必ず記録をして、月次で振り返る仕組みを導入しているとあります。このことは足立区生活保護適正実施協議会、生活相談における窓口対応の検証報告書を見ると、確認ができます。ケースワーカーが判断が難しいときは、相談中であっても係長に対応について相談するなど、対応の質を保つ仕組みも記載をされています。報告書の概要版も公開されており、相談から申請に至らなかった理由や窓口対応の課題が明らかになっています。これにより、相談の段階で止まってしまう市民の数は減っているということです。

そこで、再質問いたします。本市でも生活相談を受けた全てのケースについて相談内容、対応の記録を残し、職員間で検証できる体制はあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

面接相談の際は記録内容を記載した面接記録票を作成しております。面接記録票は、ケースワーカーを指導する役割の査察指導員のチェックを受け、組織内で共有をしております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） きちんと記録が残されているということで、少し安心いたしました。相談内容、対応の記録を残し職員間で検証する、それにより相談の段階で止まってしまう市民が減ることを今後も願っています。

次に、代理申請についてです。

生活保護では、代理申請も可能と国は定めています。本市でも、本人が来られない場合の代理申請また郵送申請など、多様な受付方法がありますが、十分に案内をされているか教えてください。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 生活保護法では、生活保護の申請は本人の意思に基づくものが大原則とされております。法の規定により、本人以外で申請が可能とされているのは、扶養義務者またはそのほかの同居親族あるいは国の見解により有効とされている成年後見人です。それ以外の代理人や郵送による申請については、本人の意思による申請かどうかの確認が困難なため、御案内はしておりません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 代理申請についてはよく分かりました。郵送申請などはちょっと本人の意思が確認できないということですが、直筆で書かれた場合は本人の意思だと思いますし、申請書は出してから、それから調査が始まると思いますので、ぜひ案内をしていただいたほうがよいかなと思います。実際に代理申請は本市でも何度か取り扱われているのではないかと思います。

生活保護はいつでも誰でも申請ができ、手ぶらでの申請も可能です。住民票と異なる地域でも申請ができます。本人が困難な場合は、福祉事務所が職権で申請手続を行えるとあります。受給をするに当たり細かく条件はありますが、生活に困窮している人が受けられるセーフティーネットであり、命を救う最後のとりでです。そのため、生活保護の申請において、本人が来られない場合の代理申請また郵送申請など、多様な受付方法は十分に案内されるべきです。ぜひ、しおりやホームページのほうにも掲載をしていただけたらと思います。

2問目についてですが、ケースワーカーの基準は今6人というお話で、基準は守られているとのお答えでした。1人の受持ち人数が平均で78人ということです。しかしながら、基準どおりにケースワーカーを配置していても現場の負担は重いのではないかと感じます。なぜかといいますと、相談内容の複雑化、精神疾患、高齢化、独り親家庭の増加、多機関連携、虐待対応など、1件当たりの支援に求められる専門性と時間は年々増えています。国の基準が現場の実態に追いついていないと感じます。

市民に寄り添う支援を維持するためには、国の基準とは別に市として独自の適正配置を検討することや、書類作成・事務作業の補助職員の配置、多機関との連携・調整役を設けることが必要かと思います。

3つ目の質問に対してですが、マニュアルのほうは作成されていないけれども、様式の統一をしているというお話でした。そこで、生活保護行政の質の向上、ケースワーカーの対応についてを統一し、生活相談から申請につなげるための本市独自のマニュアルを作成することを提案いたします。内容としては、生活相談時に必ず伝える事項を入れておくこと、高齢者、障害者、独り親など、特に支援が必要な方への対応方法について、そして記録の残し方などを入れることを要望いたします。

終わりになりますが、本市が本当に困っている人に寄り添える福祉行政となることを願っております。今後も生活保護に関する問題には取り組んでまいりたいと思っています。まずは、生活保護申請における本市の対応について、いま一度考えていただき、困った人がちゅうちょなく申請に来れるような対応を、そして必要な人全てに支給が行き渡ること

を求めまして、この質問は終わります。

次に、個別避難計画について質問いたします。

近年、全国各地で大規模な豪雨や地震が相次ぎ、私たちの暮らしはこれまで以上に災害の脅威にさらされています。個別避難計画とは、災害時に自力で避難することが難しい方、例えば要介護3以上の高齢者、障害のある方、支援が必要な妊産婦などについて、誰が、いつ、どこへ、どのように避難を支援するのかなどを、あらかじめ本人や家族、地域、市が一緒になってつくる計画のことです。平成25年の災害対策基本法改正で、要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。続く令和3年の改正で、要支援者ごとの個別避難計画作成が市町村の努力義務として位置づけられています。

しかし、全国的に見ても計画作成が思うように進まない自治体が多い状況です。個別避難計画の作成が進まない背景には、行政側のマンパワー不足や制度の複雑さに加えて、住民側にも正常性バイアスが強く働くという心理的要因があると思われます。正常性バイアスとは、危険な状況を前にしても、これまでは災害に遭わなかったから今回も大丈夫だろうと、都合よく判断してしまう心理のことです。正常性バイアスを打ち破り、私たちは今必ず災害は起こるという前提に立ち備えを進めなければなりません。

ただ、それだけでなく、この計画作成には、ケアマネジャーなどの福祉専門職と、自治会、民生委員など地域コミュニティとの連携が不可欠となってきます。福祉専門職と地域コミュニティの連携には行政が介在し橋渡しをする必要がありますが、情報共有や役割分担が複雑であり、調整が難航しやすいのが現状となっています。

そこで、1点目ですが、現時点で本市における個別避難計画の進捗状況がどこまで進んでいるのか、作成する対象者数と、そのうち避難計画作成は何割が完了しているのか伺います。

個別避難計画はつくること自体が目的ではなく、災害時に守られる命を一人でも多く増やすための仕組みです。そのためには、机上の計画だけでなく、訓練を含めた実践的な取組が不可欠となります。災害時の行動は、訓練を実際にやってみて初めて気づく、だからこそ動けるという声が多くあります。つまり、作成した避難計画に基づいて訓練を行うことが災害時に生きてきます。

そこで、2点目に、個別避難計画を作成した方で実際に避難訓練を実施された事例があるのか、お聞きいたします。

個別避難計画は、先ほども述べたように、行政だけでつくることはできません。日頃から本人の状況を知っている福祉専門職と地域コミュニティとの連携が必要ですが、この体制が十分に整っていないことが課題だと思います。地域コミュニティは、住民の事情が多

様で担い手も限られるので、最も調整が難しい部分です。しかし、計画の実効性を高めるには、地域との協力が要となっています。

そこで、3点目として、地域との連携のための具体的な本市の取組についてお伺いいたします。

以上、3点お願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 原田議員の個別避難計画の策定についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の個別避難計画の作成対象者数と、計画を策定した人の割合についてです。

災害から命を守るために何より大切なのは、まず逃げることです。中でも、高齢者や障害者など避難に支援を要する人が適切に避難できるよう体制を整備することは、大変重要です。本市では、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年度、名簿の更新を行うとともに、令和3年に改正された災害対策基本法に基づき、市町村の努力義務とされた名簿掲載者の個別避難計画の作成に取り組んでおります。

令和7年4月1日時点で、個別避難計画の作成対象者となる名簿掲載者は3,995人となっております。このうち内閣府の方針に基づき、介護度の高い高齢者また重度の障害のある人792人を対象として、優先して個別避難計画の作成を進めているところです。先月末時点で優先対象者の約2割、137人の方の個別避難計画を作成しており、その他の方を含めると、全体で202人の作成となっています。ケアマネジャーの御協力を得ながら、優先対象者792人全ての方の作成に向けた取組を加速してまいります。

次に、2点目の個別避難計画を作成した方の避難訓練の実施についてです。

災害時に適切な避難行動を取るためには、避難経路の確認、避難訓練等を実施するなど、日頃から備えておくことが重要です。市内には、自主防災組織が民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会等の関係団体と連携して、要支援者の避難体制も整え、地域ぐるみの避難訓練を実施されている事例がございます。この先進的な取組を引き続き防災部門と連携して全市的に展開していくこととしています。

そして、個別避難計画の作成と並行して、その対象者に地域全体の多様な関係者を巻き込んだ訓練等への参加を促すことで、要支援者の避難行動を実効性のあるものとしてまいります。

最後に、3点目の個別避難計画の作成における地域との連携に向けた取組についてです。個別避難計画の作成においては、ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職に

加え、自治会、防災士、民生委員など、地域の関係者が密接に関わっていただくことで、地域の要支援者に関する情報の把握、共有にもつながり、災害時に真に効果的な計画となるものでございます。先ほど申しあげました自主防災組織による先進的な取組を参考に、地域での研修会などを通じて要支援者を支える多様な関係者としっかりと協力関係を構築し、個別避難計画の作成を行ってまいります。

以上、御答弁申しあげました。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。まず、1つ目の質問の答弁によりますと、総数は3,395人ですが、今年度中の優先的に計画作成する方というのが792件ということで、完成は173件、2割の完成となっています。まさに現在進行形ではあると思いますが、優先対象者の計画づくりを進めていくには、さらなる支援や体制の強化が必要であると感じました。

2点目について、避難訓練の実施について、個別避難計画に沿った訓練ではないとお話だったとは思いますが、自主防災組織というのがありまして、地域で積極的に取り組んだ例もある、車椅子介助が必要な方なども参加をされたとお話だったと思います。実際の訓練を行うことで多くの気づきが得られ、今後の避難時の改善点が見つかります。介助する側、される側、双方の意見を振り返りとして共有できる点も大きな意義があります。

ここで、愛知県岡崎市の取組について御紹介をいたします。岡崎市では、日常の散歩の中に避難の視点を取り入れた実践的な防災訓練を行っているとのこと。こどもや障害者、高齢者など、ふだんの生活の中で避難をイメージしにくい人でも負担がなく参加できるのが特徴だとのこと。避難する場所へのコースを歩きながら、避難ルートや危険箇所、避難場所を実際に確認ができるとされています。楽しみながら、災害時にどの道を通るのがよいか、どこに逃げるのかを体験的に学べる取組だということでした。本市でも、地区での今後の訓練の取組に有効であると思いました。この取組は、ひなんさんぽという名前をつけているみたいです。お散歩みたいな感じだけでも避難につながると。実際に行ってみることが、本当に逃げなきゃいけないときにも、1回やってみたので、できるというようなイメージが湧くんだと思います。実際に動けるんだと思います。

3点目について、地域との連携のための具体的な取組も先ほどお聞きしました。既に取り組まれているし、今後もし取り組んでいくということだったと思います。

本年3月議会の教育民生委員会において、災害時要配慮者支援事業について前年度と比べて3倍近くまで予算額が増えているが、その要因について何うとの委員の質疑に対して、執行部は、今年度、個別避難計画作成の対象者は1,300人程度を見込んでおり、ケア

マネジャーなどに作成を依頼した場合の謝礼として1件につき7,000円を計上するため、その分の増額となっていると答弁がありました。これは本市独自の取組とのことですが、どのような制度か、分かりやすく説明していただければと思います。お願いします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

個別避難計画の作成には、日常的に要支援者に関わりのあるケアマネジャーなどの福祉専門職の協力が欠かせません。専門職の通常業務に加え、計画作成に関わっていただいた労務への謝礼として、要支援者やその御家族と一緒に作成していただいた場合3,000円、避難支援等実施者と要支援者が避難するときの支援方法について連絡調整を行った場合2,000円、避難訓練を実施した場合2,000円をお支払いすることとしております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） もう一つ、いつからこの制度が開始されているか、お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

令和6年11月からです。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） ありがとうございます。今のお答で、つまり個別避難計画を作成された福祉職の方に一定の謝礼を支給する制度ということで、令和6年11月から始まったということです。

そこで、お聞きしますが、この制度への申請はこれまでどのくらいあったのでしょうか。現在までの計画作成の申請の件数と、地域との連携調整に係る申請の件数、それぞれお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

計画作成に係る件数は88件、それから地域との連絡調整が行われたものは2件。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 全体で計画が既に作成されている数というのが202件と先ほど答弁であったと思いますので、そのうち今88件が申請をされているということになり

ます。地域との連絡調整に係る申請件数が2件ということでしたので、要するに今のところ、制度は令和6年11月から始まったとはいえ、制度があるにもかかわらず報酬の申請の件数はかなり低いということになってきます。そして、地域との連絡調整に至っては2件という結果ですので、そこまでなかなか機能できてないということが示されたと思います。福祉職の皆さんが多く時間を費やしているはずで、それが報酬につながらないというのは、手続が煩雑なのか、周知が不十分なのか、市としても原因を分析して改善していく必要があるのではないかと思います。これから増えてくるとは思いますけれども、制度がより実効性のあるものとなるよう、今後も現場の声を踏まえた改善を求めていきたいと思えます。

個別避難計画を作成する目的は、災害時に一人ひとりの命を確実に守るための仕組みを整えることにあります。また、計画をつくっただけでは機能せず、実際に避難が可能かどうかを確かめる訓練や、それを支えるマンパワーの確保が不可欠です。

そこで、全国の先進事例のほうを紹介いたします。京都府福知山市の取組です。福知山市は、災害が発生または発生のおそれがあるときに、自力での避難が難しい高齢者、障害者などの要支援者を福祉車両などにより福祉避難所または広域避難所まで移送するための人材を、災害時要支援者移送サポーターとして登録する制度をつくっています。移送サポーターは、市が主導で講習を受け、有償ボランティアとして登録され、災害時には個別避難計画に基づき要支援者を福祉避難所などに移送する仕組みです。同時に、避難所での生活支援、移送後の受入れや介助、見守りなどを担う災害時要支援者避難生活サポーターという制度もあるとのこと。生活サポーターも同様に研修を受け、避難所で避難支援者を見守って、移乗や食事、排せつ支援などを行う役割を持っています。

まとめとしますが、まず何よりも個別避難計画を作成することが出発点です。この計画は、災害時に一人ひとりの命を確実に守るための基本であり、作成して初めて意味を持ちます。しかし、計画だけでは不十分であり、実際に避難が可能かを確認する訓練や、それを支える人員の確保が不可欠です。地域の皆さんが主体的に参加し、命を守る力を現実のものとするため、避難訓練の徹底とマンパワー体制の強化を強く求めます。

以上で、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、4番、原田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、21番、三原議員。

〔21番 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原昭治です。通告に従

いまして、2項目について質問いたします。

1項目めは、野良犬、野良猫対策について質問します。

心ない人間によって、依然として後を絶たない野良犬や野良猫による苦情が市民からも多く寄せられています。ふん尿被害や感染症のリスク、無責任な餌やりや、さらに殺処分など、動物にも人間にも不幸な結果を招いています。

このような状況に対して、市としてどのような対策を講じているのか、また今後どのような対策を検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の野良犬や野良猫対策についての御質問にお答えいたします。

本市では、議員御案内のとおり、野犬や野良猫のふん尿などによる被害や苦情があったことから、動物の適正飼養の周知、啓発などに努めているところでございます。また、防府保健所が新庁舎に移転されたことから、これまで以上に緊密に連携して野犬や野良猫対策を行っているところでございます。

それでは、初めに野犬対策についてです。

野犬対策といたしましては、狂犬病予防法に基づき防府保健所が野犬捕獲を行っており、市は野犬保護市職員を派遣するなどといった協力をしているところでございます。また、今年度、防府保健所では、周南市で効果を上げた大型囲いおりの配備をされております。さらに、野犬捕獲強化のため野犬通報アプリが導入され、野犬通報がオンラインでもできるようになったことから、24時間いつでも詳細な野犬情報を通報することが可能となり、市民の安心感にもつながっております。市では、こうした取組が市民の皆様の安全につながることから、その周知に努めているところでございます。

このほか飼い犬を野犬にしないため、飼い主に最後まで飼うよう促す終生飼養の徹底などや、野犬を増やさないため無責任な餌やりを行わないよう注意喚起、そのほか動物の適正飼養のチラシの配布や、啓発看板の希望者への無料交付を行うなど、市民の皆様への周知啓発に努めております。

次に、野良猫対策についてです。

野良猫対策といたしましては、保健所と連携して生活環境を損なう無責任な餌やりの指導などのほか、猫の適正飼養に関するリーフレットやチラシの配布などによる周知啓発に努めております。

加えて、野良猫の増加を抑制するため、TNR活動に係る不妊・去勢手術費を補助する

制度を令和4年度から3年間の実証実験として実施したところでございます。この実証期間中で600頭以上の野良猫が不妊・去勢手術を施された効果もあり、市に寄せられる野良猫に関する苦情等の件数は減少しており、また市民の皆様から、町なかから野良猫が減ってきたなどのお声も頂いております。この効果を未来につなげるため、今年度からは、ふるさと納税制度も活用しながらTNR活動に係る不妊・去勢手術費補助制度を継続して実施しております。

こうした取組の成果もあり、市内の野犬や野良猫はかなり減少してはまいりましたが、いまだ一定数存在している状況でございます。今後も引き続き、人と動物との共生社会の実現を目指し、不幸な犬や猫を増やさないように防府保健所をはじめ関係機関と連携して動物愛護の普及啓発に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。それでは、少し再質問させていただきます。今回は野良犬、野良猫ということで、特に野良犬という点に観点を置かまして質問させていただきます。

先ほど、保健所等の対応によりまして野良犬は減少傾向にあるという答弁でございましたが、実質的に今この程度の実態というのか、現在の実態について野良犬、野良猫も併せて、分かれば過去5年間の状況等を教えてください。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えいたします。

野犬につきましては、議員も御存じのように把握を確実にするというのがなかなか難しいところがございます。何頭いるのかというのは明確に市のほうでも把握しておらないところがございますが、保健所のほうにお聞きしますと、推計で把握しておられまして、現在、様々な努力によって100頭未満になっておるといふふうにお聞きしております。猫についても同じでございます。飼い猫とそれから野良猫の差異というのがはっきりと分からないということで、何頭いるのかというのがはっきり分からないところがございますが、かなり減ってきておるといふことは聞いております。

なぜ減ってきているのかと言われるところですが、その証左として、市が受けた苦情や相談件数というのがここ5年間で相当減っておりまして、令和2年度に124件の御相談がありました。これが年々減って、昨年度、令和6年度には50件の野犬や野良猫の相談まで受けたと。これは全体として野犬や野良猫が減っておるといふような証左であろうと、そのように考えております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今、実態についてお伺いしたんですけど、相談、苦情まで御回答いただきましてありがとうございます。

この苦情において、先ほど、すみません、野犬においては100頭未満ということでしたけど、減ってるか、減ってないか、100頭未満だけではよく分からないので、この推移を、分かれば教えてください。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 先ほど申しあげましたように、犬の数というのはちょっと明確に把握しておりませんが、苦情や相談件数の推移について、ちょっと代わりにどうか、申し上げたいと思います。

まず、令和2年度が野犬45、野良猫79の相談件数、それから令和3年度に野犬78件、野良猫89件、それから令和4年度が野犬26件、野良猫60件、令和5年度、野犬21件、野良猫30件、令和6年度、野犬11件、野良猫39件の相談を受けております。進行期の今年度ですが、野犬14件、野良猫16件の相談を受けておまして、ここ5年ずっと相談件数が減ってきておるということで、全体として野犬も野良猫も減ってきておるのではないかなというふうに分析しております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 具体的に実数を把握するというのはなかなか困難だと思います。今、相談件数からすると減少しているということの御回答でありましたが、その相談内容というのは、どのような内容があったか教えてください。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 野犬に関しましては、目撃情報ですね、複数たむろしていたというようなこと、それから空き家にすみついている等の相談がございました。

野良猫に関しましては、自宅の敷地内に侵入した、ふん尿の臭いがする、鳴き声が聞こえるということでございます。

犬猫ともにですが、無責任な餌やりをしている人がいるというような相談が寄せられております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 次に、先ほど冒頭の答弁の中で、去勢・避妊に対する補助、助成ですかね、それはTNRについて3年間実証的に行ってきて、今後も続けていくということでしたけど、実績は600頭以上ということでした。それは大変いいことだと思うんですけど、一般にもたしか避妊に対して補助を支給されていたと思いますが、その実態

はどうなんですか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

TNRのほかに犬猫不妊・去勢補助ということの紹介だと思えますけれど、1世帯に1回当たり上限3,000円で補助しておるのを、令和6年度まで実施しておりました。補助金の交付実績とすれば90万円ということをやっと続けておったわけですが、TNRですね、さくら耳猫の取組とも言われますけれど、こちらのほうに乗り換わるという形で、実証実験のほうへ乗り換わるという形で、今年度から本格実施ということでTNRのほうへ移ったという形になっております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 一般の方の1世帯3,000円というのは、私は大変ずっと疑問に感じておりました。ペットで飼ってそれになぜ、責任がある人に何で自分の責任に助成するのかと、本当に本末転倒の制度だとずっと思っていました。

たしかこの制度が始まるかなり前に、私は1回質問しております。それは捨て猫に対して、猫が好きな人のところに猫を捨てる傾向があって、9匹、今面倒を見ていると、全て自分の実費でやったということを知りまして、これはどうですかというのを質問したんですけど、それで何か補助、助成はできないかということをお願いしたんですけど、そのときは成立しませんでした。その後、他の議員がやられて、ペットまで認めるといふ、誰がいい、悪いじゃなくて、一般的に考えると、何でペットに助成金を出すのかというのが私はずっと疑問でありました。これがなくなったということは、私は喜んでおります。その分、TNRに補助されるということで、大変いいことだと思います。

TNRも保護団体の方が特に本気でやっていたらいいと思います。昨日もね、あるところでたまたま猫を3匹見ましたが、それもさくら耳でカットされておりました。

ただね、少し考えていただきたいのは、例えばその条件がグループ的な条件になっていると思うんですよ。単に、捨て猫がいた、かわいそうだから、うちのところで餌をやって、箱を置いて、そこでちょっとしてやろうという人が、一人でそういう助成が受けて、今度逆にですよ、本当に純粹に捨て猫の愛護という観点からされる方が受けられるのかどうかということが、私、すごく今疑問に感じておりますが、その点はどうなんですか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） TNRにつきましては、補助金につきましては、まず登録団体を求めまして、登録団体に団体登録していただきまして、そこにエントリーしていただいたところが実績を上げていただいて、そこに補助するという形になっておりまし

て、ある程度の実効性というか、きちんと実施していただくということを目的としておりますので、今現在は団体の方に出すと、団体の実績に対して補助するという形になっております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） この点はまた置きまして、ぜひ今私が言った部分についても、少しいろいろな観点から検討していただきたい。というのが、そういう人がいらっしゃれば、例えば団体を通じてそういう確認してもらおうとかいうような手法もあると思いますので、そういう点もよろしく願います。

それと、先ほどもありました、周南市はテレビで全国ニュースになったり、大変にぎわかしました。野犬のまち周南市という変な異名まで持たれ、本当にすごいなど、テレビで流される場面を見ても、すごい犬だなというのでびっくりしました。

だけど、それが激減しております。これ激減しているというので、恐らく当然市のほうもどうしてそういうふうな結果になってきたのかというのは調査研究されていると思いますので、その中身を少し教えていただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

周南市の例でございますが、約80ヘクタールの広さがある周南緑地に野犬が大繁殖し、これが市民の安全・安心を阻害することになっておりました。周南市の活動については、令和元年12月議会で三原議員への答弁で、県、周南市、警察が協力して野犬に関する連絡協議会を令和元年7月に立ち上げられ、野犬への餌やり、飼い犬の遺棄防止のためのパトロールや野犬対策の機運醸成に向けた活動をされているというふうにこちらからお答えしたところですが、その後、元年、2年、3年、4年、5年、6年、7年と活動されておりました。周南緑地での捕獲が順調に進みまして、令和元年度の捕獲頭数、周南市だけですけれど、捕獲頭数が841頭であったものが、令和6年度には156頭になるなど、劇的に野犬が減少した結果が数字で現れております。今、御紹介いただいたとおりです。

これはパトロールやチラシ配りによって、人の心や行動が変わったことに加え、保健所をはじめ関係の皆様、市や、それからボランティアの方の必死の様々な努力、特に捕獲の努力がありまして、また令和4年度に保健所が、広いエリアに多くの犬が存在する場合に最も適するであろうという監視カメラ付きの遠隔捕獲おりを設置されたこと、こうしたものが複合的に寄与して劇的に減ったというふうに考えております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 一番重要なところは、やはり先ほど言われました、県、市、

周南市の場合は県警も参加して連絡協議会を立ち上げております。やはり連携がないと、これはできないということだと思います。この点について、ちょっと後でまた質問いたしますけど。

特に、捨てるという無責任な行為、これが一番いけないことなんですけど、そしてもう一つ、むやみな餌やり。この餌やりというのも、私もいろいろ話を聞いたんですけど、注意すると逆上されると、俗に言う逆ギレ等があって、なかなか怖くて言えないというケースもいろいろ聞いております。この餌やりについて何か市のほうに相談等がありましたら、どのような内容か教えてください。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、市に毎年、毎年度相談がございます。その中でやはり上位に来るのが無責任な餌やり、餌をやってますよということで、これは犬も猫も同じで、広いところに餌を置いて帰られるというようなことで、注意してほしいというお話が来しております。現場を見た上で保健所のほうにもお声かけしまして、そういう方を見かけましたらお声かけをするようにしておりますし、看板を作っております。プラスチックの看板、STOP！！無責任なエサやりというもので、中に動物愛護法の25条に基づいた命令で50万円の罰金がかかることがありますよというのを書いた看板を、必要な方にはお渡しして注意喚起をしていただくようにしております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それで、実はこんな事例があります。一市民の方ですけど、23局の2111に電話されました。どこかお分かりですよ、市役所です。交換手の方が出られて、実は野犬のことですがと話すと、環境政策課に回しますと。ここまではごく当たり前の態度だと私は思います。そして、環境政策課に電話がつながり、職員さんに野犬のことですがと申し出ると、野犬のことは保健所ですと一蹴されたそうです。これは市として当たり前の対応なのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

市民の不安に寄り添うというのが我々市役所職員の務めだと思っております。お電話を頂きましたら、機能的には、最終的には処理するところを御案内するようになるんですけど、しっかりとお話をお聞きして、まず不安を解消する。心配で電話してこられておりますので、しっかり聞いた上でお話をして、やるというのが正しいやり方だと思っております。

その点では、今の事例は非常に反省しないといけないことだと思っておりますので、私の部に関することをございますので、その辺はしっかり反省してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） あまりにも素直に言っていただけると、後がなかなか続かないんですけど。（笑声）市民の方がやはり一番身近で頼りにしている行政は、市なんですよ。防府市なんですよ。確かにその捕獲は県、むやみな餌やりに対する罰則規定の中で対応するのは県、確かに県なんですよ。だけど、やはり市民の方が本当に困っている、どうしたらいいんですかと言われたときにはね、やはり話をまず聞いてあげる、そして一緒に現場でも行ってあげる、さらには一緒に県の保健所でも行って説明してあげると、やはりそのぐらいの思いやりの対応があってもしかりだと私は思います。

全部が全部こうだとは思いません。だけど、えてしてね、申し訳ない、嫌な言い方しますが、何か行政によっては縄張りの意識がどこかにあって、なかなか入り込めないとか、何かそういう点が特に平成21年の災害時のときに私は痛感いたしました。私の右田も大変な被害を受けて、いろいろ奔走しましたが、ここをこうしてほしいと言ったら、それは県ですと市の職員に言われました。県の人に言うと、そこは市ですということもあって、ある人が、県の議事録の中に三原さんの名前がいっぱい出てきますよと言われたんです。かなりあれこれやりましたので、確かにそういうやっぱり所管というところもあるかもしれませんが、それは乗り越えて、市民のため、市民サービスということで、やはり私は対応していただきたいと思います。

先ほど、周南市もやはり県と市、市長がいつも言われる、国・県・市が連携、一体してということをおっしゃいます。今とてもいい仕組みができていますよ。それから外れたような対応は、やはりせっかくいい仕組みが台なしになってしまうと思うんですよ。やっぱり市民であり県民でもある。ただ、人は一人しかいないんですよ。市民だから、やっぱり、さっきも言いました、身近な市に行ったらどうかしてもらえらるじゃろうと言われるんですけど、それがそういうふうな先ほどのような対応では、やはりよろしくない。これは今ここだけじゃなくて全体に言えることです。ぜひ、今、部長がそういうふうな反省されて、今後そういうふうなきちんとしますよということでありましたので、これ以上の質問はいたしません。ぜひ有言実行でよろしくお願いします。

本当に犬や猫はかわいいです。私ごとですが、最近、猫を飼いました。もうかわいくて仕方がありません。高齢者の方にはぜひ猫を飼っていただきたいと思っております。

以上で、この野犬対策については終わります。どうかよろしく願いいたします。

次に、緊急通報装置の周知と普及について質問いたします。

これは随分、私は何回も何回もこの質問をしております。実は、この現在の仕組み、システムにしてもらうのに10年かかりました。以前は消防署で対応しておりました。協力者を3人置いて、それで連絡すると、まず協力者に連絡が行く、1、2、3に行って、それからどうもならんときは救急車が行くという対応で、年間40、50の誤報がたくさんありました。とかいうので、ぜひ民間にいいシステムがあるからというので、担当部に行っているいろいろお話をしまして、10年かかってこのシステムをつくっていただくことになりました。

変な話をしますが、議場でやりますと部長の答弁を頂いた後に、1週間もたたんうちにできませんと言われました。それはいいんですけど、それは当時いろいろ政治的なものがあったと思います。

緊急通報装置の周知と普及について質問いたします。

高齢化が加速的に進展する中で、独居高齢者や高齢者のみの世帯では、予期できぬ急病や転倒など、突発的な事態に迅速に対応できる整備がますます重要となってまいります。その中で緊急通報装置は、まさに命を守る最後のとりでとして大きな役割を果たすものと、私は思っております。

しかしながら、現状では、緊急通報装置の存在そのものも知らない方が実に多くいらっしゃることに驚いております。市として、緊急通報装置の周知また普及についてどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 三原議員の緊急通報装置の周知と普及についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、緊急通報装置は、24時間365日、ボタン一つでコールセンターにつながり、緊急時に御親族への連絡や救急車の手配などを行うものです。また、緊急時以外にもオペレーターが毎月1回、電話での安否確認を行っており、昨年度からは熱中症についての注意喚起も併せて行っております。

利用状況につきましては、昨年度、緊急通報件数が86件、その他日常の相談が599件ございました。高齢者等が在宅生活を送る上で、御本人や御家族等の不安を解消し、安全・安心を支えるための見守りの制度でありますので、市としては必要な方に設置していただきたいと考えております。

緊急通報装置の設置台数は令和7年7月末時点で1,547台となっております。市に

よる市広報やホームページの掲載、チラシの配布等に加え、議員さんをはじめ民生委員さんやケアマネジャー等の皆様の働きのおかげで、ここ数年は毎年平均100台程度、着実に増加しております。

しかしながら、設置対象者であるひとり暮らしの高齢者や、慢性疾患等により日常生活上注意を要する方等は、今後、高齢化が進む中で増加すると予想されますことから、なお一層の周知が必要であると考えております。

このため本市としては、必要とされている方に制度を知っていただけるよう、引き続き市広報やホームページ、防府市データ放送等を活用して、しっかりと周知を行ってまいります。

また、各包括支援センターや介護支援専門員が訪問する際に、設置が必要と思われる方に申請を勧めていただいたり、高齢者の方が集まる敬老会等で各地区の社会福祉協議会を通じてチラシの配布をお願いする等、様々な機会を通じて必要とされる方に設置していただけるよう、今後もしっかりと周知に取り組んでまいります。

さらに、申請には民生委員さんの御協力が必要となることから、今回の一斉改選のタイミングに合わせて改めて御協力をお願いするほか、既に設置されているお宅を訪問される際には定期的なフォローもお願いしたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 答弁ありがとうございました。令和7年7月末で1,547台ということでありました。全ての方に設置していただくように行っていくということなんですが、設置対象と考えられる方はどのぐらいいらっしゃいますか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

対象者といたしましては、国勢調査の数字、令和2年の国勢調査の数字でお答えしますが、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者の方が6,832人、75歳以上の高齢者の方が2,382人、障害者の方につきましては、手帳をお持ちの方は把握できませんが、対象者の方はちょっと把握ができない状況でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 障害者の方は事前になんかちょっとお伺いしたんですけど、重度心身障害者の方、1・2級、療育手帳Aということで、2,545人ということでした。今、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上の夫婦のみの方の全てを足しますと、1万

1, 759人ということになります。それを先ほど申された1, 547人ということで計算すると、約13%という数字なんです。前回お聞きしたときもたしか13%前後だったと思います。そう大きく伸びておりません。

次に、今年度この事業に対する予算、令和6年度——令和6年度は今分からんですね、今年度の予算、そして事業は民間に委託されているので委託費、それとは別に装置、この分は委託費の中に含まれているかどうか分かりませんが、具体的に分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

令和7年度の予算といたしましては、2, 356万2, 000円です。決算額としましては、令和6年度が1, 880万1, 200円。それと、単価といたしましては、1台当たり1月1, 100円税込みでございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） それで、今、全体的な予算が2, 350万円ということで、今年度の目標台数はどの程度、どういうふうに設けられているか教えてください。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 予算が今1, 785台分取ってございますので、そこが目標値でございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 1, 785台だったら、しっかり頑張らないと、この目標には達成できないということになると思います。

前回のときに市長は100%を目指す、と、たしか言われました。必要な方への設置を100%を目指しますということをおっしゃいました、私は本当、ああ、すごいな、そういう意気込みはすごいなと思いました。そういうやっぱり目標値を持って、100%にするんだというぐらいの目標を持ってやっていただきたいと思っているんですけど、今の言われた目標値では、なかなか相当の年数がかかるとおっしゃいますので、しっかり頑張ってもらいたいなと思います。

先ほど、令和6年度の実績だと思うんですけど、緊急通報が16件——令和6年度でえなかったですかね、それ、16件、相談が559件。違いますか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 通報件数は86件、それから相談が599件でございます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） すみませんでした。緊急通報が86件、相談が599件ということで、86件について具体的な中身を教えてください。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 具体的な中身というのは、どういったものかということでよろしいんですかね。（「緊急通報されたのはその中身は何かということ」と呼ぶ者あり）例示ということでよろしいですか。例示、こういうのがありましたと。（「そうです」と呼ぶ者あり）すみません。お待たせしております。

昨年度、緊急通報86件のうち、71件が救急搬送されていらっしゃいます。事例といたしましては、トイレに行こうとしたら足が立たなくなったとか、体が動かない、血圧が50くらいしかない、救急車を呼んでほしいというようなことがございました。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今、86件のうち救急搬送が71件ということで、その中で、あつてはいけない、あつてはいけないというのはおかしいですね、あつてもいいんですけど、九死に一生を得たというような事例はありますか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 救急搬送された後の経過については、把握しておりません。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） そういうのもちゃんと把握して、私、前回も言ったと思うんですけど、このチラシ、後ろの字が潰れているよというのをちゃんと直してもらってますので、少しはやる気でやってるんだなと、紙は普通の紙ですけどね。それで、中身もかなりイラストを入れてもらって、そのやり取りでやってもらって、ああ、変わったなと思いつながらいろいろ配ってるんですけど。そういう事例もやっぱり中に入れてあげて、例えば、本当普通だったらもう亡くなっていたかも知れない、しかしその装置のおかげで搬送されて九死に一生を得たということ。例えば、それともう一つは、その同時に連絡しますよね、家族の方に。家族もすぐ駆けつけることができた。

私は以前、これはちょっと九死に一生じゃなくて亡くなった事例なんですけど、倒れたと。これは防府じゃないですよ、よそでね。まだこの装置が始まる前です。家族に連絡したら、こどもさんが駆けつけたと、死に目に会えた、本当にうれしかったと。亡くなつてうれしいんじゃないですよ。死に目に会えたことがうれしかったということで、ああ、

大事なんだな、必要なんだなということをつくづく思いました。だから、そういう事例もどんどん紹介するといいと思います。

それと、もう一つ、先ほどからチラシとか、敬老会とか、いきいきサロンとか、いろんなことを、チラシ持っていきますと言われたけど、他力本願じゃ駄目ですよ。市長が言う100%には到底到達できません。もっと積極的に自分たちが出ていくというような、今、出前授業なんかもあるじゃないですか。特に防災なんかはすごく力を入れて、その出前授業で私ども地元の自治会連合会などで聞きます。いろいろそういう講座を聞いております。なかなかいいなと思います。なかなか、自分で呼んで聞こうかということが、すごくなかなか手が出ん。

最近の事例はね、警察のほうから話がありまして、詐欺の話がこの議会に出ましたけど、SNSの詐欺とか電話詐欺というのはほとんど外国なんですって。外国からかかってくる。だから、今、逮捕されておるのはほとんど外国ですよ。だから、外国からかかってくるやつがペケにできますよということを、三原さん、自治会の何か高齢者が集まる機会があれば、行ってもらえませんかというので、来てもらいました。説明をしてもらいました。皆さんね、笑いながら面白おかしゅうに話してもらったもので、喜んで、ああ、そうなんかねと、初めて知ったということで、止めてもいいですよという署名をお渡しされたんですけど、もう持って帰らなくても、そこで書きさんと、みんな書いてもろうたんですけど、ただし、外国にね彼氏とか彼女がおったら駄目よとお年寄りに言うたんですけどね。笑いながらみんなで話したんよ。

そういうふうだね、やっぱり出向かんにゃ駄目ですよ。うちも敬老会やったけど、一枚もチラシ見てないですよ。敬老会に回ってきておりません。やっぱりちょっと出向いってね、高齢者のいろんな集まりがあるんですよ、そこへ行って、いろいろお話しされたら私はいいと思いますよ。装置でも持って行って、こうなるんですよ、ああなるんですよと言ったら、分かりやすいしね。ぜひ、もうこれまで他力本願でやって、あまりいい成績は上げてないんだから、今度、変えんにゃいけん。

部内でも協議されるんでしょう、このパーセンテージは低いぞと、これ、もっと市長が言うた100%に近づけていこうということをされてるんでしょう。どうです。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 予算編成などのときにそういう話はしております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 具体的にどんな話ですかと聞きたいんですけど、それはいいです。だから、やはりそういう話をして、目標値を持ったんなら、よし、絶対、今年度こ

の目標値にするよと。本当に回ってみちゃったら分かります。本当に知らん、全く知らん人が多い。

それと、前回たしか私、言ったんですけど、介護用品を販売される店とかに行ったらどうですかと。恐らく行ってないと思うんですけど。行ってないよね。はい。行ってらっしゃいません。私はそこへ行きました。そうしたらね、結構おじいちゃん、おばあちゃんがこれは何かと、私は言うてあげますよと、何人か言うてあげましたよという、ああ、これはなかなか効果が。それはお年寄りのための、お年寄りのものを求めて行かれるんだから、ちょうどマッチしたなと思うんですよ。だから、そういう出向くということをしてほしい。

それと、チラシ等もいいですけど、ポスターがあるといいですね。そういうお店にポスター貼ってもらって、こんなのありますよという、目につきますよね。そういうアイデアも出してもらえればと思います。ぜひ、このチラシでこの潰れた字が直せるんですから、ぜひそういうふうに行うしていただきたいと思います。

それと、先ほど、今その事例を聞きましたよね、倒れたとか、どうだったと。でもね、本当にひどくなって倒れた場合は、装置は使えません。ボタンを押せません。最近、全国的にいろんな自治体で取り入れ出したのが人感センサーですよ。人感センサー、御存じですか、どういった内容なんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 赤外線で人の動きを感知するものとか、あるいはトイレとか冷蔵庫とか、そういうところにセンサーをつけて、開閉がない場合は何かあるというようなセンサーだと理解しております。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） そうですね。それで、そのセンサーはスマホとかにも全部連携できますので、こどもさんとかというの全部連携してるんですよ。こどもさんもいつも毎日見て、うちの母親が今日は全然動いてないぞとなると、おかしいぞと、行政ばかりに頼るんじゃなくて、電話してみたり、おかしかったら行ってみたいりする事例も多々あると書いてありました。かなり有効だと思いますよ。

だから、そういうのもまた今後検討してもらって、ぜひその導入も考えてもらいたいと思います。

それと、もう一つ、最近、民生委員の成り手不足というのが問題になってますよね。この通報装置をつけるのに民生委員の承認が、証明が要りますよね。もし成り手不足で、その地区には民生委員がいらっしゃらないという場合は、どうなるんですか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 民生委員さんが実際にいらっしゃらない場合でも、その隣の地区の民生委員さんだとか、例えば佐波なら佐波の民生委員さんのどなたかが代わりに行かれてということになろうかと思えます。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） というのが、この最近やっぱりこういう話があったんです。だけど、何かね、話を聞くと、その地区の分かっている人じゃないと駄目なような話だったんですよ。さっき言った、変な言い方しますよ、やっぱり縄張り意識みたいなのがこういうところにも生じてくるわけ。

これ、民生委員さんじゃないといけないんですか。例えば自治会長さんじゃいけないんですか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 民生委員さんはお困りの方をケアしていらっしゃるというか、そういう御相談も受けていらっしゃいます。自治会の方につきましては、2年で交代だとかいうことで、習熟度というんですか、認知度というか、その辺が民生委員さんのほうが高いのではないかと思っております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 自治会長は2年が多いんです。だけど、民生委員は3年ですよ。でも、成り手がおらん。だから、次、誰がやるかというので今いろいろ問題が起きよるんですよ。ということで、さっき言われた、民生委員はよく事情が分かっていると言われますけど、自治会長も分かっていますよ。うちの地区なんかでも、認知症のちょっと始まった人の家なんかちょこちょこ行ってますよ、自分たちは。話に行ったり、いろんなことをしてますから。いけない、ええじゃなくて、もう今からの時代はそういう成り手不足がまだ加速しますよ。今から出てきますよ。その場合の対応でやはり考えてもらいたいなと思いますので、ぜひ自治会長さん、長うやってる自治会長さんをお願いするとか、何かね、役割分担というのがあるから、そういうのもしっかり対応していただきたいと思えます。

今日はおとなしく質問をさせていただきました。先ほどの反省しているという言葉が大変うれしくて、（笑声）やはりそういう謙虚な気持ちが必要なんだなということを実感しまして、私も謙虚にならなければいけないということで、私も反省をしております。

先ほどちょっと言いました、昨年9月の質問に対して市長は、必要な方には100%

設置していただき、新庁舎には社会福祉協議会が入り、一緒になって、必要な方へ100%を目指し全庁を挙げて取り組んでいきますと強調されました。最後に、市長さんのその言葉に対する思いを、決意を語っていただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 必要な方には100%、この目標は変わりません。いろいろな健診のほうも、昨日プラスワン運動と申し上げましたけれども、必要な人は必ず受けてもらう、100%が目標だと思っております。そうした中でいろいろチラシとかポスターとかありましたけれども、チラシも大切だと思っていろんなところで配る、そして議員がおっしゃったように直接出向くということで、そのチラシの効果もまた高める、相乗効果で、双方で高めていきたいと思っております。

先ほど、犬や猫の話もございましたけれども、また災害等ありましたけれども、この庁舎の中に県の機関も入っているというメリットも生かして、これまでより職員もやりやすくなったはずなので、そういうのも生かして、そのメリットを生かして取り組んでいきたいと思います。

そして、その中でこの緊急通報にしましても、増えてないと議員はおっしゃいましたけれども、議員のお力をはじめ皆さん方のお力で着実に、一步一步で増えておりますので、まさにプラスワン運動で100%目指して頑張っていきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。

ちょっと今、最後にぼっと思立ったんですが、市民課のロビー、たくさんの方がいらっしゃいますよね。高齢者の方も多いんですよ。現物をそこに置いて、やっぱりそういうポスターを置いて、チラシを置くというのも、一つの大きなPRになると思いますので、検討していただければと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、21番、三原議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、14番、宇多村議員。

〔14番 宇多村史朗君 登壇〕

○14番（宇多村史朗君） 会派「自由民主党」の宇多村です。本日は漁業の振興についてと熊の出没と住民の安全確保、この2項目についてお伺いしたいと考えております。

まず、1項目めの漁業の振興については、本市を含む山口県瀬戸内海における漁業は、今、存亡の危機に瀕していると言っても過言ではありません。御存じのとおり、近年、海

洋環境の劇的な変化、特に地球温暖化に伴う海域の水温上昇が顕著であります。これにより、これまで地域の豊かな漁業を支えてきた海藻類が激減する磯焼けが広範囲で進行し、アワビ、サザエ、ワカメといった磯根資源のみならず、魚類の産卵生域の基盤が失われ、漁獲量は過去に例を見ない水準まで減少しております。

加えて漁業者の高齢化、そして、この不安定な漁業環境下での担い手不足——いわゆるニューフィッシャーの不足です——は、地域漁業の持続可能性を脅かす二重の重圧となっております。

本市は、この深刻な事態を打開し、未来にわたり市民に安全で豊かな水産物を提供し続け、地域経済を活性化する強い責任があります。そのためには、漁業の担い手である人の確保・育成と生産の基盤である漁場の再生という、2つの基盤を同時に強化する多角的な対策が必要です。この喫緊の課題に対し、具体的な施策に基づく市のビジョンについてお伺いいたします。

まず、最初にお伺いいたします。

漁業の持続的な振興には、意欲ある担い手、ニューフィッシャーの確保・育成が最も重要と考えます。どんなに漁場が回復しても、それを担う人がいなければ意味がありません。については、防府市におけるニューフィッシャーの就業状況と支援についてお伺いいたします。

就業状況と課題認識です。

まず、防府市沿岸の漁業を志し、近年、令和3年から令和6年まで新規就業したニューフィッシャーの人数とその定着率について具体的に御提示ください。

また、市として、ニューフィッシャーが安心して漁業を始め、定着できるよう、どのような就業支援、生活支援を行っているのか、具体的な取組をお伺いいたします。特に初期投資、漁船とか漁具に対する補助について御教示ください。

次に、彼らが漁業を始める際、あるいは定着する上で不安に感じていることなど、市が把握している限りで結構ですが、どのような声を聞かれているのか教えてください。

また、そのことについて、県や漁協と連携した相談指導体制はいかがでしょうか。これらについて、ニューフィッシャーへどのように関わり、自立に向けて導かれているのかお伺いいたします。

次の質問です。

漁場環境の改善、すなわち漁場の再生についてお伺いいたします。

水産物にとって重要な役割を果たしているのが、藻場であります。水産生物の産卵場所や稚魚の生息場所としての機能、水産上重要な捕食生物の餌場としての機能などを有し、

漁業資源の増殖に寄与しているところです。

近年、そのような藻場の海藻が減少する、いわゆる磯焼けが全国的に拡大してきており、日本の藻場は約30年間で半減したと言われております。原因としては、地球温暖化による海水温上昇、ウニや植食性魚類——これは主に植物を食べる魚のことで、藻類を主な植物源とする魚類です——による食害、海の酸性化など多岐にわたりますが、水産業に多大な影響を与えています。このことは防府市沿岸においても同様であり、この問題への対応は待ったなしの状況です。

そうした中、漁場の再生に直結する防府市独自の藻場再生についてお伺いいたします。

まずは、磯焼けの現状を踏まえ、漁獲量を回復させるための市の誇る防府方式の漁場再生技術についてお伺いいたします。

次に、食害生物——いわゆるアイゴとかクロダイなどです——の徹底的な駆除と資源化、漁獲への支援など、市としてどのような対応策を講じているのかをお伺いいたします。

人への支援は未来への投資であります。漁場の再生は、生命の基盤を守る責務があります。執行部には、単なる予算の消化に終わることなく、これらの施策を強い指導力をもって推進されることを強く期待しておりますので、真摯なる御回答をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 14番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の漁業の振興についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、漁業の振興には持続可能な生産体制の強化が喫緊の課題と考えており、本会に提出しております第6次総合計画（案）の重点プロジェクトに、新規漁業就業者の確保や支援、藻場の再生保全、水産資源の維持・増大を掲げたところです。

まず、1点目のニューフィッシャーへの支援についてです。

現在、新規漁業就業者の確保から自立化に向けた支援は、国・県・山口県漁業協同組合と連携し、就業の相談から長期漁業研修を経ての独立、その後の経営安定まで、県が策定した支援金の支給制度など、総合的な支援メニューを軸に進めております。

新規漁業就業者の独立後は3年間で、県と市で合わせて360万円の支援金を支給する制度に加えて、令和6年度からは市独自で4年目・5年目の2年分の支援金90万円を上乗せしており、県内はもとより、全国的にもトップレベルと言える5年間の長期支援を実現したところです。

さらに、漁業経営に必要な漁船・漁具の購入費についても、その半額を県と市が負担することとしており、補助の上限額を400万円とさせていただいております。地域定着に

向けたサポートをしっかりと行っております。

その結果、直近4年間に防府市で独立した新規漁業就業者4名は、現在も全員が本市において漁業に従事されているところです。また、新規漁業就業者からは、県・県漁協・市が一緒になって行う定期的な面談や随時の相談を通じて、地域との関わり方など様々な声をお聞きしており、防府市で漁業を継続していただけるよう、きめ細やかな支援に取り組んでおります。

次に、2点目の防府市の漁場再生に向けた取組についてです。

議員御案内のとおり、沿岸海域等で海藻が著しく減少・消失する磯焼けは、近年、地球温暖化による海水温上昇などの影響を受け、瀬戸内海でも深刻化しております。

そうした中、本市では関係機関と連携し、キジハタやヒラメの種苗放流等を行うことで水産資源の維持・増大を図るとともに、市内事業者が開発した鋳鉄による藻場再生技術を用いた魚礁を設置し、藻場の再生保全に取り組んでいるところです。

この取組を進める中で、県漁協をはじめとした関係団体と一体となって、藻を食害するアイゴを食用として有効活用する防府アイゴプロジェクトを進めており、ブリヂストン防府工場の社員食堂に加工したアイゴを提供するなど、藻場の再生保全、漁業者の所得向上、そして企業への里海づくりの啓発など、まさに将来にわたって豊かな海を守るための防府モデルを実践しているところです。

今後も、県・県漁協、そして漁業者の皆様と一体となって、漁業の新たな担い手の育成と藻場の回復等による漁場の再生保全を進めていくことで、本市の持続可能な漁業生産体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 14番、宇多村議員。

○14番（宇多村史朗君） 執行部におかれましては、真摯なる前向きな御回答ありがとうございました。ニューフィッシャーに対する支援については、国・県・県漁協と連携し、総合的な支援メニューを軸に進めている。また、ニューフィッシャー独立後も県制度の支援に加え、市独自で2年分の支援金を上乘せされ、県内でもトップレベルと言える長期支援を実施されていると回答されました。

直近4年間に本市で独立されたニューフィッシャー4名は、現在も漁業に従事されているとのこと、本市がきめ細かな支援に取り組まれていることに感謝申し上げます。

また、漁場再生に向けた取組では、藻場再生技術を用いた魚礁を設置され、藻場再生保全に取り組まれるとともに、山口県漁協をはじめとした関係団体と一体となって、藻を食害するアイゴを食用として有効活用する防府アイゴプロジェクトを進められていることな

ど、豊かな海を守るための防府モデルを実践されているとのこと、御紹介いただき大変感謝申し上げます。

今後も山口県・県漁協、そして漁業者と一体になって、新たな担い手の育成と漁場の回復等による漁場の再生保全に引き続き取り組まれることを期待しております。真摯なる御答弁ありがとうございました。

ところで、地域の課題解決や活性化を目的とした和木町と石油メーカーであるENEOSの官民連携による協働活動があります。地域コンソーシアムと言いますが、について御存じでしょうか。石油メーカーであるENEOSが、製造工程において発生する残渣を再資源化し、製造した環境改善素材であるエネマリンを使い、地球環境の改善を目的とした様々な実証実験が行われております。その効果の一つである、水質、底質——海の底の底質——改善剤分野では、和木町の小瀬川、いわゆる山口県和木町と広島県大竹市の境を流れる川のことですが、その河口の底質が、このエネマリンによって改善され、魚介類や藻の成育促進効果が確認されているようです。特に、アサリの成育が大幅に改善されており、将来、親子で潮干狩りができる環境づくりを目指して、町とENEOSが取り組まれておられます。この取組については、山口県イノベーション推進課次世代産業推進班の指導の下、県の産業技術センターの委託金を活用し、行われております。

私は、先ほどのエネマリンによるアサリの育成について、防府市独自の取組として始められたらどうかと考えております。実は、現在、防府市の江泊地区においても、エネマリンによるアサリの育成を実証中であると聞いており、今後もこうした取組の検証結果を参考に、和木町の例に倣い、協働事業としてENEOSや山口県と連携したニューフィッシャーへの支援強化に取り組まれ、瀬戸内海のアサリ養殖の先例となり、成功のモデルケースとなれることを期待しております。

この取組が成功すれば、地域漁場の再生と新規就業者の定着という、2つの大きな課題を同時に解決する可能性を秘めており、まさに市として積極的に支援すべきモデルケースではないかと考えております。

今後、さらに漁業協同組合とも連携され、ニューフィッシャー育成のため、生活安定支援、販路開拓支援など、ニューフィッシャーが地域に根づき、持続可能な漁業経営を行うための支援策を打ち出していただけられることを要望し、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、防府市における熊の出没とその対応について質問させていただきます。

今年は特に全国的に熊の出没件数が増加しており、連日、熊による被害について報道されております。防府市においても、今年は小野地域や富海地域において目撃されておしま

す。山口県内においては、昨年度は近年に見ない多くの目撃情報、そして人身事故もあり、防府市においても、小野地域、右田地域、台道地域において、人里近くで目撃情報が相次ぎました。

これまで熊の出没は山間部に限られた印象がありましたが、近年は芝地帯や農地、さらには通学路周辺にまで熊が姿を現すようになっており、全国での報道もあり、市民の不安は日々高まっております。

このような状況を受け、私は以下の4点について、市の対応状況と今後の方針をお伺いしたいと思います。

まず、熊の確認についてです。初めに、熊の情報はどのように確認されているのかについてお伺いいたします。

熊の出没は突発的であり、目撃情報の即時性と正確性が極めて重要でございます。現在、山口県警が提供する「Y P くまっぷ」などの情報ツールが存在し、県内の出没时间を地図上で確認する仕組みがございます。議員の皆様方には、こちらの第4回定例会議場配付資料の中に、そのマップを掲載しております。傍聴の皆様と執行部の皆様には、紙でA4のマップが配付されていると思いますので、そちらで御確認ください。

Y P マップで熊の目撃情報が現れておりますが、市として独自に情報を収集分析する体制は整っているのでしょうか。例えば、地域住民からの通報とか自治会や農業団体からの報告、さらには市職員による現地確認など、複数のルートからの情報を集約する必要があると考えております。また、情報の信頼性を確保するためには、写真や動画などの証拠を添えて通報できる仕組みの整備も有効ではないでしょうか。市として、熊の出没情報をどのような方法で確認し、どのような基準で対応を判断しているのか、現状の体制について御説明いただきたいと思っております。

次に、出没时间に対する関係機関との連携です。市民への周知についてです。熊が目撃された場合、市はどのような危機管理体制を取り、関係機関とはどのように連携しているのか、お伺いいたします。

熊の出没は、市民の生命、身体に直接関わる危険を伴うものであり、迅速かつ的確な対応が求められます。市としては、農林水産振興課や防府警察署、さらには山口県の農林水産事務所などと連携し、現地確認や注意喚起、パトロールなど行っていると認識しております。

正確な出没时间を市民に十分に伝えることが重要です。特に、高齢者や子どもたちが日常的に利用する散歩道や通学路の付近において目撃された場合は、情報の通知が遅れることで危険にさらされる可能性があります。

市として、どのような手段で市民への情報を周知しているのか。例えば、防災無線、メール配信、自治会経由の連絡、SNSの活用など、複数の手段を組み合わせることで、より広範かつ迅速な情報伝達が可能になると考えます。現状の周知体制についてお伺いいたします。

次に、学校の対応です。熊の目撃情報があった場合、登下校時にはどのような対応を教育委員会では行っているのか、お伺いいたします。

熊の出没が通学時間帯に重なる場合、児童・生徒の安全確保は最優先です。教育委員会としては、学校への情報提供、教職員による見守り、保護者への連絡、集団登下校の実施など、様々な対応が考えられます。

また、熊に遭遇した際の行動支援について、児童・生徒に対する教育や訓練が行われているかも重要なポイントです。例えば、熊に背を向けて走ってはいけない、音を立てて存在を知らせるなどの基本的な対処法を、授業や安全指導の中で伝えることも重要です。

教育委員会として、熊出没時の対応マニュアルの整備状況、学校との連携体制、保護者との情報共有の方法などについて、具体的な取組をお聞かせください。

次に、熊の出没を避けるための対策です。熊が人の日常生活圏へ出沒しないよう、山林に近い農家など住民にどのような周知を行っているか、お伺いいたします。

熊は餌を求めて人里に近づく傾向があり、特に山林に隣接する農地や民家では、果樹や生ごみなどが誘引となることがあります。市としては、こうした地域に対し、熊を引き寄せないための生活習慣の改善や環境整備の啓発を行う必要があると考えます。例えば、収穫後の果実は速やかに処理する、生ごみは密閉して保管する、ペットフードは屋外に置かないなど具体的な注意点やチラシや説明会を通じて周知することが重要です。また、自治会や農業団体と連携し、地域ぐるみで熊対策を講じることも重要です。市として、山林に近い地域住民への周知活動の現状を御説明いただきたいと思います。

以上、真摯なる御回答、お願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の熊の出没と住民の安全確保についての4点の御質問にお答えいたします。

東日本では熊の出没が相次ぎ、人身被害が多発するなど、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっております。このような事態に対応するため、国においては、熊やイノシシが人の日常生活圏に出没し、危害を防止する措置を緊急に講じる必要がある場合に、市町村長の権限で銃器による駆除を可能とする緊急銃猟を制度化されるとともに、熊対策関

連資機材の購入支援などを含む、熊被害対策パッケージが閣議決定されるなど対策を進められているところです。

それでは、1点目の熊情報の確認についてです。

本市では、熊の目撃情報にスピード感をもって対応できるよう、夜間・休日においても常に担当職員へ連絡できる体制を整えております。目撃情報があった場合には、直ちに猟友会、警察署と連携し、現地確認と痕跡調査を実施しており、令和6年1月の右田小学校校庭での痕跡発見時など、これまで様々な事案において迅速に対応を行ってきたところです。

次に、2点目の出没情報に対する関係機関との連携、市民への周知についてです。

被害の発生を防ぐためには、素早く情報を共有することが重要であることから、猟友会、警察署との連携による現地確認と同時に、危機管理・地域・教育・子育て部門等、緊急に対応を要する部署には直接連絡するとともに、全ての部署へ位置情報や画像を含む現在の状況を一齐に通知することで、各部署からも市民や関係機関への注意喚起ができる体制としております。

また、パトカーや市の広報車による呼びかけ、自治会長への連絡、自治会への回覧などにより、きめ細かく地域住民へ周知することとしております。加えて、状況に応じて痕跡調査の結果についてもお知らせすることで、市民の不安を取り除くよう努めているところです。

次に、3点目の学校の対応についてです。

熊の目撃情報が確認された場合には、学校は直ちに危機管理マニュアルに従い、児童・生徒の安全の確保に努め、保護者やみまもり隊などに連絡しています。保護者への引渡し等の対応も含め、教育委員会や関係機関、保護者等と連携できる体制を整えております。

最後に、4点目の熊の出没を避けるための対策についてです。

熊は餌への執着心が強く、同じ場所に何度も繰り返し出没することから、地域における農業関係者の会議において、生ごみや野菜などの収穫残渣の適切な処理や果実の除去等について周知をしております。こうした対策は地域ぐるみで取り組むことが必要であることから、特に山に近い自治会へは、個別に熊の対策を記載したチラシを回覧するなど、地域全体への注意喚起も併せて行っているところです。

熊による被害を防ぐため、県、猟友会、警察署等、関係機関との緊密な連携を図り、危機感を持って市民の安全・安心を第一にしっかりと対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 14番、宇多村議員。

○14番（宇多村史朗君） 真摯なる御答弁、ありがとうございました。

ただいま執行部からの熊目撃情報への対応をお聞きいたしました。目撃情報であれば、すぐに関係機関と連携して対応していることや全庁的に情報を共有していること、また調査により熊ではないことが分かれば、そのこともお知らせされているとのことでした。

学校においても、目撃情報があればすぐに保護者にお知らせし、関係機関とともに子どもたちの安全を確保していらっしゃるということで、市民の安全・安心を守るためにしっかりと対応されているということがよく分かりました。

やはり熊による痛ましい人身事故を防ぐためには、市民への正しい情報提供が一番重要と考えております。今年度は、東日本では多くの目撃情報と人身被害が発生していますが、山口県全体においては、昨年度の799件の目撃情報と比較し、今年度は11月までで365件であり、昨年同時期の約48%となっております。

防府市におきましても、昨年度の10件から今年度は3件の目撃情報となっております。今年は少ないものの、また来年は違った状況となる可能性があるかもしれません。市民の安全・安心を守るために、目撃情報があったときには、熊が存在しているということをしっかりと地域住民へ啓発されることが大切であると思います。市からの早期な情報発信をお願いいたします。

熊の行動は予測不能であり、対応が大変難しいと考えておりますが、今後とも警察署や山口県、そして地域とも連携し、熊の被害から市民を守るために、しっかりと取り組んでいただきますよう強くお願いいたしまして、私の本日の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、14番、宇多村議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午後0時 3分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、17番、和田議員。

〔17番 和田 敏明君 登壇〕

○17番（和田 敏明君） 会派「市民の声」、和田敏明です。よろしく申し上げます。今日、一般質問最終日で、皆さんお疲れのところ、あとラストスパートというところですが、いい答弁が返ってきたらすぐ終わりますのでよろしく申し上げます。そういうふう

に三原議員からアドバイスをいただきましたので、お伝えしておきます。

それでは、1点目の交通弱者等への移動支援について、通告に従いまして質問させていただきます。

それでは、1点目の交通弱者等への移動支援について、御高齢を理由に自動車運転免許証、以下「免許証」と呼称させていただきます。免許証を手放された方々や、身体的理由で長い距離の歩行が困難な方々など移動の制約がある、いわゆる交通弱者や交通不便地域の交通手段についてお尋ねいたします。

現在、本市では、高齢化により交通弱者は増加傾向にあると思われまます。また、タクシーやバス事業者については、運営していくことが厳しい状況にあることから、運転士不足の解消や業務の継続に対し、国を通じて様々な助成や山口市さんと連携による助成も行っております。

本市においても、デマンドタクシーの運行、高齢者等運賃助成事業等、交通弱者に手を差し伸べるための独自の施策を講じております。

では、果たして、運転士不足や交通弱者、交通不便地域は解消されているのでしょうか。私は本市に必要な移動支援は、要は玄関先から買物先、そして病院だとか行って、最後は玄関先まで送り届ける、いわゆるドア・ツー・ドアが基本のサービスだと思います。

その中で言えば、特に市内広く活用が可能となる、現在行われている事業は、高齢者等バス・タクシー運賃助成事業と思われまます。市民に分かりやすいように本事業の内容を簡単に説明すると、年齢制限等を設け、バス・タクシー共通利用券を年間最大48枚交付しております。運賃1,000円未満で200円の助成、運賃1,000円以上は2割助成となっております。

1つ例を挙げると、私が居住している自由ヶ丘から三田尻病院まで約6.5キロで、通常で言えば2,500円かかります。この助成制度を利用したとしても、片道2,000円かかってしまいます。

また、福祉タクシーについても、本市は外出支援事業を設けております。内容は、福祉タクシー利用券500円を50枚、1乗車1,000円未満で1枚、1,000円以上で最大2枚までを助成しております。

タクシーの移動に係る運賃の個人負担分が多額で、タクシー利用には二の足を踏む状況にあると、介護福祉関係者の方からお聞きしております。

また、今日、議長に許可を取っておりますが、市内事業者の運賃を掲載されたもので資料提供も頂いておりますので、この場を借りてお礼申し上げます。

1つ例を挙げてお示ししたいと思います。

先ほど言ったように、私が居住している自由ヶ丘から三田尻病院まで、普通であれば約2,500円かかるところが、車椅子タクシーを利用すると、事業所によって大きく異なりますが、大体2,000円から4,000円かかります。福祉タクシー助成を利用したとしても、最も安い事業者を利用しても、病院に通うだけで片道1,000円かかります。最大では3,000円となるのでしょうか。

これでは利用は控えざるを得ないと思われます。繰り返しますが、運転士不足や交通弱者、交通不便地域は本当に解消されているのでしょうか。人口減少を食い止めるために最も重要なことは、今いる市民を、市民の生活を大切にすることだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、1点目に交通弱者数の推移を教えてください。

2点目に、デマンドタクシー等、現在の取組を継続や拡充していくことで、運転士不足や交通弱者、交通不便地域を解消していくことは可能でしょうか。

3点目に、高齢者等や福祉タクシー運賃の助成率を拡充してはいかがでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 永松 勉君 登壇〕

○総合政策部長（永松 勉君） 和田議員の交通弱者等への移動支援についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の交通弱者数の推移についてです。

65歳以上の高齢者で運転免許をお持ちでない方と、心身障害者福祉タクシー助成の対象者を合わせた人数を交通弱者として、令和4年から令和6年までの3年間についてお答えいたします。

令和4年は1万5,513人、令和5年は1万5,117人、令和6年は1万4,811人となっております。

次に、2点目の運転士不足の解消等についてです。

緊急の運転士不足対策として、令和5年度には運転士1人当たり最大30万円を交通事業者に支援いたしました。また、昨年度からは、新規雇用され、6か月が経過した方に20万円の奨励金を支給しております。

これらの事業により、先月末現在、42人の方がバスやタクシーの運転士として新たに就労されているところです。緊急の運転士不足対策事業開始前の令和5年4月の62人からは状況が改善しているものの、退職等に伴い、現時点では28人の不足が生じ、まだ解消には至っておりません。

そのため、まずは路線バスやタクシーの運転士を確保することが当面の最重要課題でありますことから、交通不便地域を解消するためにデマンドタクシーを拡大することは、現状難しい状況でございます。

最後に、3点目の高齢者等へのタクシー運賃助成についてです。

現在、高齢者等バス・タクシー運賃助成事業は平成29年度から、心身障害者福祉タクシー助成事業は昭和56年度から実施しております。制度開始から相当の年数が経過し、高齢者や障害者を取り巻く環境や社会情勢も変化していることから、支援を必要とされる方に確実に届く制度となっているかを検証した上で、見直しを進める必要があると考えております。そのため、第6次総合計画（案）の重点プロジェクトに、地域の交通サービスの充実を位置づけているところです。

さきの9月議会において、超高齢社会を迎え、変化する社会情勢へ対応するため、今後、プロジェクトチームを立ち上げ、制度の見直しに着手することとしておりますと市長が答弁いたしました。

新年度において、高齢者等の移動支援の見直しを検討するプロジェクトチームを立ち上げ、議員御提案の助成率拡充を含め、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度、心身障害者福祉タクシー助成事業の見直し、また地域資源の活用や高齢者の免許返納にもつながるような取組も含め、総合的に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

まずはプロジェクトチームを立ち上げていただけるということで、まず私だけに限らず、皆さん、ここにおられる議員もそうですが、皆さんが思っていることが大きく一歩前に前進するのかなというところで、非常に期待できるところでございます。

少し、プロジェクトチームの中で今後議論がどんどん行われていくと思われるので、そこに向けてしっかり私ここでPRしていきたいと思っております。

整理したい等も含めてということで、まず1つ目に、令和5年度に本市が示された公共交通を取り巻く現状においては、高齢者数、高齢化率は増加傾向にあり、逆に免許証の返納者数は、令和元年の742名をピークに減少傾向にありました。

先ほどの答弁では、ここ一、二年は増減が緩やかに変動しているかと思われませんが、国が推奨するように免許証の早期返納を求められても、自動車に成り代わる移動手段が確保できなければ、免許証を手放せないのが現状ではないでしょうか。実際に、そのような声を皆さん聞いておられると思っております。執行部としては、この点についてはどのように捉え

ていますか。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、運転免許証の返納は10年前と比較すると増加していますけども、令和元年の742件をピークに、その後は500件前後というような状況が続いております。

近年の運転士不足等により、デマンドタクシーを含む公共交通の現状が、高齢者のニーズとマッチしていない影響もあるとは考えておりますが、一方で元気な高齢者が増えて仕事を続けられ、また趣味や娯楽等で出かけられる際の交通手段として自家用車が利用されるということが多くありますので、その辺も原因ではないかというふうに考えているところ です。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。この問題については、これまで多くの執行部や議員が長きにわたって頭を悩ませてきたと思われま す。ある程度今回の質問で、もう結論を出していきたいと思 います。これはあくまでも市が主導していく。民間がどうの かのじゃないです。市が主導していくという観点から、ちよ っと再質問をやっていきたいと思 います。

本市は踏ん張っておりますが、人口減少が心配される中、運転士不足や公共交通機関を維持継続していくことは困難な状況にあらうかと思われま す。そこでプロジェクトチームだ というふうに思いますが。

運転士はちょっと増えているのかな。ただ、いわゆる理想とする数には達していないという状況でしょうか。そのような状況の中で、本市が行う独自の交通サービスのデマンドタクシーは、利用者はある程度増加傾向にあると思 います、コロナのときを除けば。

いま一度お尋ねしますが、しかしながら、このサービスを市内全域に拡大していくことが果たして可能でしょうか。いま一度、答弁よろしくお願 います。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

今、議員御存じのとおり、市内では台道と玉祖でデマンドタクシー実施しているところ でございます。

先ほども御答弁申しましたように、現状におきましては、運転士不足等が解消されてい ない状況の中で、そこをさらに拡充、エリアを増やすといったことは非常に厳しいものと

考えております。

今後、全域にとりますと、全域でデマンドをやるというのは、ちょっと現実的には無理かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） そうでしょうね。

それでは、現在行われているバス・タクシー事業者や新規雇用者の支援により、運転士を増やしても、実際、利用者数が上がらなかったら、今度は賃金が上がりません。そうすると、やっぱり勤めても給料が上がらんじゃ、もう辞めようかというようなことにもなるうかと思えます。これは並行していると思えます。

人口減少が予測される中で、現行の今ある支援事業を継続することで、事業者、運転士共に収入が上がると思われますか。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 答えいたします。

現行の事業を続ける中で、事業者の収入が上がるか、従業員の方の給料が上がるかというお尋ねだと思いますけども、タクシー会社、バス会社もそうでしょうけども、いろんな会社の運営経費等もかかってまいります。

そうした中で唯一、唯一というか、大きな収入源は乗客の増加、これにつながるが一番大事だろうと思えますけども、今なかなかコロナ禍前の水準に戻りつつありますけども、なかなかそこまで行ってませんし、今後、今まで以上に倍増するかというと、そういった見込みはなかなか難しいのかなと思っておりますので、直接その辺の事業者の収益であるとか、従業員の方の給料がどんと上がっていくということは、少し考えにくいのかなというふうに思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） それでは、公共交通を守る立場にあるであろう市が、公共交通に成り代わる、今現在、地域等が行われている移動支援を、今後、市が率先して進めていくことが果たしてできるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 地域で行われているボランティア等の輸送の件だと思いますけども、高齢者等の貴重な移動手段になり得るというふうに思っております。

そのため、第6次総合計画の重点プロジェクトに地域の交通サービスの充実を掲げており、その中の取組の一つとして、地域が主体となって実施される移動サービスの支援につ

いて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） そこは承知しております。

では、実際にどのようなサービスを検討されるのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） その部分は、ちょっと今検討中でございますが、具体的にちょっと今ここで申し上げることができません。申し訳ありません。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 私、実際立ち上げていますんで御承知かと思いますが、なかなか市が介入してくることといえば、法的にこうだよとかいうアドバイス程度のことで、市が率先してということは、これはかなり公共交通を守っていく立場の上では難しかろうかというふうに推測しております。

次に、本市は高齢者向けのアンケート調査を70歳以上の市民1,150名に対して行っており、その結果、各公共交通を約30%の方が利用されており、タクシー、路線バス、鉄道の順に利用が多く、やはりドア・ツー・ドアでのサービスを推進していく必要があるかと思われませんが、これプロジェクトチームの中でも、しっかりそこを出していく必要があるかと思っておりますが、見解をお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

プロジェクトチームにおきましては、まず高齢者の状況であるとか公共交通の状況もしっかり分析した上で、必要な方に必要な支援が届くというようなことを目標に、しっかり検討してまいりたい。今の制度も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。

私が以前から要望してきたように、市内全域に広がる交通弱者や交通不便地域を解消していくには、現在の高齢者等や福祉タクシーの運賃助成率を拡充していくほかないと、ここで言い切っておきます。

また、先ほど言ったように繰り返しますように、行政が公共交通機関を守るという立場にあるからにはなおさらです。このことは執行部が一番分かっておられると思います。

現在行われているバス・タクシー事業者の助成制度は、一時的には本当によく助かると

思います。ただ、これを持続していったって事業者が膨らんでいくということが本当に可能な
のか、ちょっと疑問に思うところでございます。

私が思う政策としてあるべき理想の姿は、高齢者等の外出支援を行うことで、友人に会
う、趣味に興じる、楽しみが増える、そして人生に潤いを与える、病院等で早めの受診を
行うことで健康寿命を延伸していく。そうすれば福祉予算の軽減につながる。そして、多
くの公共機関を利用していただければ事業者も潤い、外出を促すことで、その他の消費も
期待できようかと思えます。

この点について、市長ちょっと見解をお聞かせいただければ。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） この高齢者の問題というのは、長い昔からの問題で、私も何十
年とずっといろんな立場の中でやっていたけど、なかなかいい特効薬がないというの
が正直なところでございます。

そうした中で、新年度プロジェクトチームを立ち上げまして、制度的にかなりたってい
ますので、今の現状をしっかりと把握して、本当に必要な方が必要なサービスを受けら
れるという点から見て、なおかつ持続可能な制度となるように、対処療法じゃなくて持続可
能な制度となって、防府のまち、皆さんが安全・安心というか、安心をしていただけるよ
うな制度となるよう、プロジェクトチームの中で本当にゼロから積み上げて、今のしっか
りとしたものが皆さんのためになるようなものができればというふうに、私自ら率先して
取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 力強い御答弁ありがとうございます。市長はよく御存じだと
思いますが、手前みそで申し訳ないんですが、私が居住する自由ヶ丘という地域で、私、
自治会長をやっておりまして、今もう任期を終えたところですが、その間に「のりあいフ
リー交通」というものをこさえました。いわゆるドア・ツー・ドアのサービスです。

自由ヶ丘というのは、御承知のとおり山を切り開いた団地ですから、勾配が非常にきつ
くて、スーパーもない、病院もないような地域でございます。私が自治会長の間に、どん
どん自由ヶ丘を離れていく方が出てきました。それは免許証を手放されたからです。その
中で、この地区を守っていく、消滅させないためには、何としてでもドア・ツー・ドアの
サービスを絶対につくることが必要だと思いました。

そこで、実は私4期目、市議会議員の立候補しないと決めてたんです。これ運転士いな
かったら、私がやると。当時、私悩んでいたときに、松村議員に相談させていただいたと
ころ、的確なアドバイスいただいて、無料だったら何でもできんだよと言ってくれたんで

すよ。そこで、ずっと全部が解決したような気がしました。そうだって。自分の車で私が無料でやればいいんだって。これ、やる気があったらできるんです。

やっぱり私も、自分の目の前にある問題でさえ解決できないのに、その先の市議会議員になって多くの課題に解決なんて、とてもとてもと思ってましたので、周りの方が助けてくれて、そうならず済んできたわけですが。

よく言われるのは、自由ヶ丘さんは大きい、人数が多いからできるね。お金があるからできるねと言われるんですけど、そんなことはありません。たった1人のやる気と気概でできますんで、このことをお伝えして、またプロジェクトチームの中で、今の2割補助が3割になったとか、そんな中途半端な回答は聞きたくないと思っておりますので、その辺も申しつけて、この項の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。そのまま行っていいですか。

○議長（安村 政治君） はい、どうぞ。

○17番（和田 敏明君） 続いて、防災について質問いたします。

現在、防府市では、防災力の向上を目指し、総合防災訓練や女性向けの防災セミナー、啓発イベントや広報を通じて防災意識の醸成を図るなど、様々な取組を行っております。

一方で、本市は人材活用の観点から、地域防災マネージャーの配置、市内小学生を対象とした防府市こども防災士養成講座の開催、県が進める防災士養成のバックアップ、地域や単位自治会での自主防災組織の立ち上げを推進、あるいは促進してきております。

これらの取組によって、多くの市民が広く防災に関する知識を得られる機会は増えたかというふうに思います。しかしながら、いざというときに、この多様な組織がどのように連携して災害対策に当たっていくのか、疑問に思うところです。

例えば、これまで防災士を増やすための防災士養成講座を受ける費用を、市が負担して養成してきました。現在では500名を超える防災士がおられると思います。その役割としては、基本的には平常時の防災講師などの活動が主となろうかと思いますが、いざ各種災害発生また災害発生前後に、防災士としてどのような行動を取ることを市として求めているのか。あるいは、実践的なことは何も求めていないのかが見えてきません。

防災士等連絡協議会の方にお話を聞かせていただきましたところ、資格取得後、防災士の方々に対しての災害対策に関わる実践的なトレーニングは設けられておらず、市が主催する防災訓練等のお手伝い程度と聞いております。

そこで、これまでは自分たちで段取りしたくとも活動資金も乏しく、自分たちの自己負担、会費等の自己負担まで考えなければ、存続が困難な状態と危機感を持っておられました。貴重な予算を活用して防災士となったからには、いざというときには生かしていき

いという思いは、ひしひしと伝わってまいりました。

そのような中、令和7年度から活動支援補助金として20万円が予算計上されたことは承知しております。

そこで、これら現状を踏まえ、人材活用の観点から、一体どのような防災力の向上を目指しているのかをお尋ねいたします。

1点目に、防災士となられた後の災害対策活動については、どのような活動がなされているのでしょうか。また、市はどのように関わっているのでしょうか。

2点目に、市は防災士養成のほかにも、こども防災士や地域防災マネージャーの配置、地域の自主防災組織や単位自治会の自主防災組織づくり、さらに自主防災組織リーダーの養成等を推進、あるいは促進されておりますが、それぞれどのような役割を担っていただくことを求めているのでしょうか。

3点目に、これだけ多種多様な組織、防災士等が、いざというときに連携しての機能が可能となるのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の防災についての御質問にお答えいたします。

私は市民の皆様を第一に、防災ネットワークの構築や市の危機管理体制の強化、地域の主体的な防災活動の支援など、防災対策に全力で取り組んでおります。

まず、1点目の防災士の活動についてと2点目のこども防災士、地域防災マネージャー、自主防災組織等の役割について関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

自主防災組織は、災害時における共助の要です。本市では平成21年の豪雨災害を教訓に、自治会単位、または近隣自治会の合同体を基本とする自主防災組織の結成を積極的に推進してきたところです。平成21年当時、約3割であった組織率は、現在9割を超えております。そして、組織の中心的な役割を担う人材が必要であることから、防災士の養成にも力を入れ、これまでに500人を超える防災士が誕生しております。

防災士の皆様には、災害時に地域での避難誘導や避難所運営などの中心的な役割を担っていただきたいと考えています。このため防災士を対象に、毎年度専門家による防災リーダー研修会を実施してきたところであり、さらに平成30年には、防災士の力を結集し、地域防災力の向上を目指す防災士等連絡協議会を設立いただきました。

令和5年7月1日の大雨の際、午前1時の避難情報発令前に会長へ一報を入れたときには、深夜にもかかわらず、即座に組織で共有していただくなど、緊密な連携の下、災害対

応を行っているところです。

現在、約270名の防災士が在籍され、スキルアップ研修や訓練、昨年度からは各地域での小学生の防災キャンプも開催されたところです。

今後も、地域の防災活動が充実するよう、しっかりと支援してまいります。

また、本市におきましては、初動72時間の対応力強化のため、防災危機管理課に女性職員・消防職員を各2名配置しております。そして、災害対応経験が豊富な退職自衛官も、地域防災マネージャーとして2名配置し、このマネージャーが防災講座の中心講師等を務めており、今後より一層、防災士に対する実践的な指導・支援も強化することとしております。

また、併せてお尋ねの、こども防災士についてです。

小学生の頃に興味を持ち学んだことは、真に身につくものです。昨年度から小学4年生から6年生を対象に、3日間にわたる様々なカリキュラムで専門的知識を身につける、こども防災士の取組を開始いたしました。認定者には、さらに本年5月の山口県総合防災訓練等において、避難所運営など実践的な経験を積んでいただいています。

このこども防災士の取組を核に、教育委員会と連携して、学校における防災教育の充実につなげてまいりたいと考えております。そして、こどもたちの学び続ける姿勢が、大人や地域へ波及することを期待しております。

次に、3点目の多様な組織や防災士等の連携についてです。

自主防災組織において、自治会長や防災士等が中心となり、情報伝達訓練や避難訓練等に取り組んでいただいております。そして、さらに地域全体での災害対応力を向上していくためには、避難所となる学校等を中心に、自治会連合会等の大きな単位で地域ぐるみの避難訓練や避難所運営訓練等を実施していくことが重要です。

自主防災組織間の連携はもとより、地域内の様々な団体等が連携し、災害時に共助の取組が最大限に発揮できるよう、防災士等連絡協議会と一体となって、地域防災力強化の取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。今、市としても、犠牲者ゼロを目指して、本当にいろんな角度から頑張っていただいていると思っております。

それでは、少し再質問させていただきます。

私も防災士養成や自主防災組織等、これまで取り組んでこられた防災手段が、ここで整理して通したいんですけど、果たして実効性のある地域防災力向上という目的に結びつい

ていくのか、いるのかの現状を踏まえて、先ほど申し上げたように、災害犠牲者ゼロを目指して防災力の向上、つまり質と実効性への転換を目的に再質問したいと思います。

それでは、まず初めに、これまで防災士養成に費やした予算、公費負担額は幾らになるんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 全体といいますか、講習等で自前では、防災士の出前講座とかは市の職員が行っております。

それから、今、防災士のかかった経費で申しますと、これまで平成25年度から養成講座を開催して育成してまいりましたが、2,800万円ほど経費がかかっております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） それでは、防災士が今500名程度おられますが、それから、また子ども防災士だとかいろいろな取組もなされている中で、まずは防災士養成の最終の目標人数って何名なんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 防災士は、まだ今500名、かなりの数、県下一番養成してきております。

当初目的は、各自治会に1人は防災士をということで推進してきたところでございますが、おおむね配置が済んでおる。まだ小さい自治会とか、どうしてもなかなか難しいなというところがございますが、今254自治会の中で211名は、それぞれ218自治会には防災士の方がいらっしゃいます。

さらに、しっかりとまた女性防災士、それから複数名といった養成は、これからもしっかりと続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。今かなりの人数となっております。

その中で、今、防災士連絡協議会という組織づくりをなされていると思います。その中が、二百数十名ということですかね、その組織が。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 防災士の方が組織をつくられてまして、今、その中で270名の防災士の方が在籍されているということでございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ある程度規約というか、規定というか、そういう中では、防災士さん、平常時の活動に対しての防災資格と思われますが、いざ災害発生、また災害発生前後に、これまでせっかく学んできた知識や経験を発揮されることは、先ほどの答弁では、何というか、ごめんなさい、災害発生時には中心的な役割を担っていただきたいというような答弁があったかと思いますが、もう少し具体的に教えていただけますか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 先ほど市長が申しましたとおり、災害発生時に地域での避難誘導であったり、避難所運営の中心的な役割を果たしていただきたい。当然その前段の自治会の中での啓発だとか訓練だとか、そういったものも主導していただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。1つ例を挙げると、私も地域の防災組織のリーダーをやっておりますので、そんな中で、なかなか防災士さんと絡めてないのが現状です。もちろんやっておられるところもあるかとは思いますが、いわゆる組織をつくりました、その中で防災士を育てました、その中で市として主導してどうやっていくのかが、いまいち見えてこないというか、結局、今のところもそうなんですけど、地域によってやり方が違うとか。

じゃあ、今500人いる防災士さんは、あと防災士連絡協議会に丸投げなのかどうなのか。その辺のそこは、ちょっと形が見えておりませんので、ちょっと整理整頓して話していただけるとありがたいんですが。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 防災士連絡協議会というものをつくっていただいて、防災士のまとまりをつくっていただいたということで、具体的には昨年度から、子どもたちを対象とした防災キャンプ等も開始されております。

市が子ども防災士を始めると同時に、そういった形で、子どもに対する防災教育をやっていこうということで、同じ方向を向いてやらせていただいているところでございます。

また、近年、令和4年度からだったと思いますが、自治会連合会と防災士等連絡協議会で防災研修会、2者共催として開催されておまして、今年度は事例発表なんかもやられております。

そういったところの取組を一緒になって活動をやっていくことで、具体的な地域での、今、総合計画のほうにも地域ぐるみでの取組ということで書かさせていただいております。

て、しっかり協議会等と一体となった地域ぐるみの防災訓練を実施しますということで、今度、新年度、新しい総合計画の中で具体的な実践活動をやっていききたい。先ほど市長が申しましたように、防災士に対する教育等についても、地域マネージャーが中心となってやっていききたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ちょっと市としては、ある程度実践的なことも求めている部分があるということで安心しました。

例えば、今、女性防災士さん、宮元議員も女性防災士さんの一人なのかな。増やしているところですが、例えば、女性のトイレ介助であったり着替えとか、現場で女性の存在が貴重となり、活躍を期待されるのではないかと思います。

こどもの防災士の件、先ほど市長から答弁あったように、小さい頃に培ったものはいくことでしょうか、これ少し思うんですけど、限定わざわざしなくても、受けたい者は、中学生であろうが高校生であろうが、受けていただくというようなことをしていけば、ある程度切れ目のない形、活動が可能となるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 今、中学生・高校生のお話いただきました。中学生・高校生になると、大人と同様の防災士の資格がしっかりと取れるレベルだろうと思っておりますので、そういった子どもたちが防災士挑戦してみたいというところをしっかりと応援できればということで考えております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。少しここで防災士連絡協議会の20万円の補助が出るという、活動資金が出るということで、大変助かっているという声を聞いております。

これ活動場所についても、今、市が提供したと聞いておりますが、それ間違いないんでしょうか。これ、場所はどこになるんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 今、具体的に、ここということではあれですけど、市内の空いているところで、しっかりと利用させていただいて調整して開催していただければということで考えておまして、ここが防災士の拠点ですよということは、今承知しておりません。共有でいろんなところを使っただけのように調整させていただきたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。今のは確認です。

後は大事なところは、市が今思い描いているもの、それが災害発生時とその前後において、今、何をどこで誰とどのように連携して活動するのか。それぞれに所属されておられるお一人おひとりが、まず理解というものが行き届いていて、そこで正しい行動が取れるような状況に今あるのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 今、完全にそういうことではないのではなかろうかと思っております、総合計画の中でしっかり訓練を積んでいくと。

午前中、福祉部長が原田議員へ御答弁いたしましたけども、各地域の学校区単位になるか、大きな単位の中でも、民児協といいますか、そういったとことか地区社協とか、そういった方も含めまして、今、個別避難計画の作成も進めている中で、地域全体でしっかりとした避難行動が取れる、避難場所に逃げていただくということが、最も命を守る上で大事だろうと思っておりますので、そういった訓練を中心に、ちゃんと的確に避難行動が取れるような形を、次の総合計画内でしっかりと地域の皆様と一緒に、防連協の皆様とも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ありがとうございます。たしか午前中にも、原田議員のほうから個別避難計画の御質問があったかと思われませんが、個々にも大切です。それをまた取りまとめるために、災害発生時にみんなが連携してできるように統括的な計画も必要だと思いますので、そのあたりしっかり盛り込んでいただきますよう、よろしくお願いします。それでは、最後、まとめに入りたいと思います。

この質問は単なる現状の不満ではなくて、公費を投じて育成した人材を本当に災害時に生かすために、行政の具体的な責任と計画を問うものです。この質問を通じて、行政に防災士や防災組織等の数を増やすという入り口の施策だけでなく、防災士や各組織が地域で機能し続けるための出口の施策への転換を強く要望して、この全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、17番、和田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次です。3点にわたって質問をさせて

いただきたいと思います。

質問の第1は、災害対策についてであります。

災害対策については、これまで様々な角度から私は質問してまいりました。市執行部の防災の取組も、それに応じて充実してきたように思います。災害が起きた際には防災担当部署を中心に、被災者や災害箇所の把握、避難所の設営など、市職員が一丸となって進めることになろうと思います。

しかし、市職員も本人や家族が被災することもあり、十分に活動できないこともあろうと思いますし、逆に避難所に避難している方が、じっと避難生活を送るのではなく、その特技などを生かして活動されることがあってもよいのではないかと考えております。防災を進める上で、行政、市民、自主防災組織、事業者等が、どうそれぞれの立場で対応していくのが明確になることが必要ではないかというふうに考えております。

そこで、1つ目の質問ですが、そのためには防災基本条例を策定すべきではないかという点であります。

防災基本条例については、前市長時代の2017年、平成29年9月議会、池田市長就任後の2018年、平成30年9月議会と、2020年、令和2年6月議会において取り上げさせていただきました。

山口県内では、宇部市、山陽小野田市が防災基本条例を制定しており、都道府県レベルでも、全国で半数以上の23道府県、市町村では90以上の市町村が何らかの防災に関わる条例を制定しております。

以前の議会でも述べさせていただきましたが、条例で定める項目としては、一般的には条例の目的と目標、行政の役割、事業者や市民の役割があります。これらを基本に、行政に関しては、建築物等の火災災害対策、情報収集及び連絡体制の整備、災害時要援護者への対策、防災意識の啓発、知識の普及、自主防災組織等への支援、応急体制の構築などが定められております。

また、事業者に対しては、管理する施設・設備の安全性確保、地域との連携など、市民に関しては、防災知識の習得、食料の備蓄、防災活動への参加などが定められております。

そして、条例を制定することの効果として、第1に目標・理念の明確化、第2に長期的な政策実現の法的担保、第3に適正な手続の法的保障、第4に自治体内部の制度予算組織の法的基盤、こういったものが定められるということで、以上の4点が言われております。

こうした防災基本条例を制定することは、市民、事業者、防災組織などの役割や取組事項を法的裏づけをもって、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上を目指すことになると思いますが、いかがでしょうか。市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目の質問は、自主防災組織の現状についてであります。

災害が起こった際には、行政が力を発揮できるようにすることは大事ですが、体制を整え、各地域の被災者に十分な援助ができるまでは、自助・共助によらなければなりません。そうした点では、各地域の自主防災組織に大きな役割を果たしていただきたいと思いますが、活動が十分にされているところばかりではないと思います。自主防災組織の現状をどのように把握されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 白井 智浩君 登壇〕

○総務部長（白井 智浩君） 田中議員の災害対策についての御質問にお答えいたします。まず、1点目の防災基本条例の制定についてです。

災害対策基本法に基づき策定しております地域防災計画は、防災の基本理念をはじめ、議員から御紹介のありました建築物の災害対策等の行政の役割、管理する施設の安全性の確保等の事業者の役割、防災知識の習得等の市民の役割などを含め、様々な防災対策を網羅的に定めております。

また、当該計画は激甚化する災害に対応し、実効性の高い計画となるよう、国の防災基本計画や県の地域防災計画の最新の対策を踏まえ、毎年度見直しを行っているところでございます。

本市では、実効性のある防災対策を進める上で、この地域防災計画は、議員お示しの条例と同等の役割を担っているものと考えております。この計画に基づき、危機管理体制の確立や災害に強いまちづくりなどの公助、防災士の育成、自主防災組織の活動支援などの共助、そして、災害の脅威・避難の重要性を伝える防災必携の全戸配布、防災ラジオの無償配付など、自助につながる取組を全力で進めてまいりました。

今後も、自助・共助・公助の実現のため、出前講座や防災イベント等のあらゆる機会を通じて、それぞれが果たす役割を周知するとともに、消防団や防災士等連絡協議会と連携した地域ぐるみの防災訓練の実施や、学校と地域が一体となった防災教育など、官民が連携した防災対策に取り組んでまいります。

次に、2点目の自主防災組織の現状把握についてです。

自主防災組織は、地域防災の要となる重要な組織であり、本市の結成率は9割を超えております。組織の活動状況につきましては、出前講座の開催実績、活動助成金の利用実績やアンケート等により把握に努めており、先進的な活動事例がございましたら、他の組織へ展開することとしております。

昨年度、土砂災害の危険性、南海トラフ地震による津波の脅威を伝えるプッシュ型の防

災講座を実施する中で、災害リスクに対する知識の習得に加え、訓練の重要性を訴えたところでございます。

こうした市からのアプローチをさらに充実し、訓練等の実施につなげるとともに、自治会連合会単位の自主防災組織による広域的な活動の推進、防災士等連絡協議会と連携した地域防災訓練の実施などにより、自主防災組織の活動を活性化し、地域防災力の向上につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 防災の基本条例については、以前の答弁と同じような形で、防災計画があるということの中でそれを進めていくということですが、一つは防災計画というのは非常に、市のホームページに出ておりますけれども、膨大な分厚いもので、もちろん各家庭にはそれを本当にコンパクトに短くまとめたものがあるわけですが、一つは最近の防災基本条例のつくり方として、山口県の中では宇部市と山陽小野田市がつくっておりますが、宇部市の例は、先ほど私が言ったように、市民がどういうことをするのか。それから、事業者がどういうことをするのか。それから、行政がどうするのかというような、主体別のということか、そういう普通よく条例のあるパターンでつくっておるんですが、山陽小野田市は例えばそれとはちょっと違う形で、自助・共助・公助というような形で、自助として市民がどういうことをするのか。そして、共助として市民や自主防災組織がどういうふうにするのか。自助・共助・公助という枠組みの中で、それぞれの主体がどういうふうに動くのかというような形で条例をつくっています。

そういう形で全国的に見ると、それと併せて、県民全体で災害に対して努力していこうとか、そういう形で条例をつくっている県が幾つかございます。

だから、単なる理念ではなくて、そういうもう少し理念を、計画では具体的なものが示されるんですが、そういう形に市民だとか自主防災組織を動かそうというような意味合いで条例をつくっているところもありますので、今後ぜひそういったところを参考にさせていただければということをお願いとして申し上げます。

それで、自主防災組織についてですけれども、結成は90%という形でありました。

それで、市のほうは、自主防災組織については、今3つの形の補助金を準備しております。防災資機材の整備の補助金、それから自主防災活動に対する補助金、それから自主防災組織結成に関する補助金という形で。それで、防災資機材の整備の補助金は、10年間たたとない次の補助が受けられないということですが、自主防災活動に対する補助金というのは、毎年、自主防災活動をすればもらえるわけで、自主防災活動をしている自主防災

組織が9割のうちのどれぐらいあるのか。それが実態として、どれぐらい自主防災組織が日頃から動いているかということになろうと思うんですが、ある意味では。訓練で補助金もらわない場合もあるかもしれませんが、訓練をすれば、ある程度補助金を請求したいというのが自然なところで、その辺の数字はどうでしょうか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

補助金のいわゆる活動補助金につきましては、近年増えておりまして、令和2年度が15件、令和3年度が14件程度であったものが、令和6年度には54件ということで、活動補助金の利用が増えております。

今地域のアンケート等も行っておりますことから、そういうもので考えますと、令和2年は、全体で考えた場合に60件程度の防災訓練の実施の実施回数でございましたが、約半数が何らかの形で防災訓練をされているというのが、こちらのほうで把握しているところでございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。たしか50近い自治会があって、それに近い9割の防災組織があるわけですから、200以上の防災組織があるという形になると思うんですが、最初の15件とか何とかというレベルでは、ちょっと十分な活動がされていないかという気もいたします。

そういう意味で、プッシュ型でのそういう講座もありますけれども、自主防災組織の中で何らかの活動だとか、人がそれなりに自治会の中で動けば、場合によったら非常食を出すだとか、非常食、市のほうから出してもらえる場合もありますが、そういった形で、当然こういった経費がかかってくるんだろうと思いますので、この数字については、今後、注目をしておきたいと思います。

それで、市の対策は進んだとは言いますけれども、災害リスクはむしろ高まっているんじゃないかと。気候変動の問題、そういう形で、毎年のように水害だとか土砂災害だとか、最近ではインドネシアのほうでは、大変な台風の被害がありました。

そしてまた地震の頻発ということも、一昔前、二昔前と比べると多くなっているということで、今、地殻の変動というのも進んでいるんじゃないかという気がいたします。

そういった意味で、市民が防災に関われるような体制をつくっていくと。そういう意味で、基本条例というものもちょっと提案をさせていただきましたが、自主防災組織、そういうことを絡めて、今後進めていただきたいということを要望して、この項の質問を終わりたいと思います。

質問の第2が、国民健康保険料についてであります。

国民健康保険事業特別会計の2024年度、令和6年度決算を見ると、単年度では赤字であります。基金の利息分を積み立てて、基金残高は引き続き20億円を維持しております。また、来年度2026年度、令和8年度には、子ども・子育て支援金制度により、国民健康保険の保険料が1人当たり月額250円程度の負担増——これは平均の金額ということですが——と試算されています。

防府市の保険料は、他市と比べ均等割と平等割が高い金額となっております。今後、計画されている保険料水準の統一化を考えたとき、基金を活用し、他市と比べて高い均等割と平等割の保険料を引き下げ、新たな支援金制度による保険料引上げを緩和すべきではないかと考えております。

以前から、基金残高と保険料引下げについて取り上げ、昨年9月議会でも、この国保料の引下げについて質問しておりますが、新人議員もおられますので、これまでの経過も含めて質問させていただきます。

国保会計では、各自治体で運営していたものを2018年度、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっておりますが、保険料率は各自治体がそれぞれの異なる料率を引き続き定めております。

これについて、国は将来的な保険料水準の統一という考えを持っており、今後どう進めていくのが課題とされております。この保険料水準の統一について、山口県は昨年3月に策定した第二期山口県国民健康保険運営指針において、第1段階として、納付金ベースの統一をすることを決められ、防府市は負担増となりますが、令和8年度から令和11年までの4年間で段階的に増額し、令和12年に納付金ベースの統一を目指し、完全統一については引き続き県と市町で議論を進めるとしていたしました。この内容については、昨年の3月議会前に、当時の議員に対して説明会で示されております。

ところが、厚生労働省は、その後の昨年6月に策定した保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、保険料水準の統一のスケジュールとして、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とすると記載し、令和17年度という目標スケジュールを示しています。

昨年の3月の議員に対する説明では、県の試算では、県への納付金は約5,600万円増えるとしており、この負担増に対して基金を取り崩すことが必要かもしれません。しかし、新年度令和8年から段階的に増やすために、最初の4年間は平均すれば2分の1で済み、その後、令和17年までの6年間も合わせても4億5,000万円程度の取崩しで済むこととなります。

20億円から4億5,000万円取り崩しても、15億円を超える基金が残り、これを今後の10年間で取り崩すことになるのでしょうか。現在の後期高齢者医療制度と同じように、保険料水準の完全統一となった場合には、この基金残高をどう扱うのか、基金残高は適切な水準まで減らすことが、むしろ必要になるのではないかと思います。この基金を保険料引下げのためにむしろ使うべきではないでしょうか。

新年度から子ども・子育て支援金制度により、国民健康保険の保険料が1人当たり月額250円程度の負担増となるわけですから、この引上げを緩和するため、少しでも現行の世帯割・均等割の金額を下げてくださいと思いますが、いかがでしょうか。執行部のお考えを伺います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中議員の国民健康保険料についての御質問にお答えします。

私は現在、山口県の国民健康保険団体連合会の理事長の職にあります。我が国の国民健康保険は、国民皆保険の中核として医療の確保、健康の保持増進に大きく貢献する一方で、医療技術の高度化による医療費の増大、少子高齢化の急速な進行や被用者保険の適用拡大などによる被保険者数の減少などから、財政運営は大変厳しい状況にあります。

昨年6月の法改正により創設された子ども・子育て支援金制度は、令和8年4月に開始され、令和10年度にかけて段階的に導入されます。子ども・子育て支援金は、高齢者を含む全ての世代や事業主などから医療保険の保険料と併せて拠出いただき、児童手当の拡充をはじめとした給付拡充の財源に充てられ、その額について国の試算によると、令和8年度は国民健康保険加入者1人当たりの平均で月額250円、令和10年度で月額400円と想定されています。

本市の国民健康保険事業は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等による保険料収入の減少や医療技術の高度化等に伴い、1人当たりの医療費が増加した結果、令和5年度から赤字に転じ、令和6年度には赤字額がさらに増加しました。また、令和7年度は途中でございますけれども、さらに拡大するのではないかと考えております。

今後、被用者保険の適用が段階的に、現在の常勤51人から10人以下の企業へと拡大するなど、被保険者がさらに減少することが見込まれており、一層厳しさを増すものと考えております。

国の定めた保険料水準統一加速化プランでは、遅くとも令和17年度までに都道府県内の保険料水準を完全統一することを求めています。完全統一を待たずに、現在の保険料水準を維持することが困難になることも想定されます。そのため、特定健康診査の受診率

向上に向け、みんなで検診を受けるプラスワン運動に取り組むなど、健康の増進と医療費の抑制に努めてまいります。

こうした中であって、一年でも長く現行の保険料水準を維持するために、これまで来た基金を有効に活用していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 令和17年度までの統一ということですから、今後10年間の国保財政を、会計をどういうふうに運営していくかという話になろうと思います。

20億円の基金があって、これからさらに赤字幅が増えるということになるのに、20億円で足るのか足りないのかという話で、非常に今の段階で明確に今後の方針を決めることは難しいのかもしれませんが、そういった問題意識を持って、例えば完全移行の年に1億円お金が残ったとします、基金に。そうしたら、そのお金は一体どうするんでしょうかという話になります。

それを例えば、10年後に何世帯あるか分かりませんが、今はたしか1万2,000ちょっとの世帯だと思いますが、そうすると、1世帯8,000円程度のお金を配るのかという話になります。救急セットか何かを送るだとかいう話になるかもしれません。いずれにしても、そんなふうになるのもまたおかしな話で、やはりきちっとそれをしていただきたいと思います。

それで、1つは、まず具体的な話ですが、昨年2月段階では、納付金ベースの統一で、防府市は5,600万円程度の負担増になるということが言われました。いよいよ来年4月から新しい制度の形でいくわけなので、この金額が引き続いて5,600万円程度なのか、そういったものは県のほうから示されるべきだと思うんですが、その辺の数字、分かっているのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 保健子ども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

議員が今御紹介されてましたとおり、令和5年度に県から示された資料では、本市の納付金ベースに統一に伴う事業費納付金の増加額は5,600万円というふうに想定されており、その後、来年度から始まりますけれども、特段、事業費納付金の増加額について、今確定した数字は、まだ県から示されてはおりません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。それで、県が昨年の11月に、山口県の国保の

運営協議会、それに示されたものについては、各市町の基金の取扱いということが検討課題の一つとされており、ほかのいろいろなものもあるんですが、そういう意味で基金の取扱いというのは、そういったものになっているということ、ひとつ御確認いただきたいと思います。

それで、山口県のホームページに示されており、これは令和4年末ということになりますが、当時でいくと、防府市は約18億9,000万円の基金があると。他方、山口市、防府市より人口多いんですが、15億8,000万円、それから宇部市は9億6,000万円という形で、基金の金額は周南市も防府市より人口多いんですが、14億4,000万円というような形で、各市町の基金の額が示されています。

そういうところから言っても、防府市の基金の額は多い数字だと思いますので、ぜひそういうことを理解いただきたいと思います。

それと、財政の運営主体、責任主体が今、県になっております。だから、ある意味では、赤字になったときの穴埋めをどうするかというのは、県のほうにお願いすれば、お金を貸してもらえらるわけです。もちろん当然返さなければなりませんから、そうなったときには保険料率上げないといけないわけですが、そのお金が既に令和4年で34億円あって、令和5年度決算で16億円をさらに基金に積み立てるという形で、ずっと黒字決算で、県の国保財政は来ております。

そういう意味で、それがかなり膨らめば、逆に市が県に納める保険料の料率を、今上げている金額を引き下げること、県の考え方によっては可能で、令和3年度だったか、たしかそういう措置を県も取ったことがあります。そういったこともぜひ今後、考えていただきたいと思います。

それで、もし9,000万円保険料率を下げることに使えれば、それを平等割と均等割で振り分けて、各世帯ごとの平等割で3,000円、均等割は人数ですけども、2,000円幾ら引き下げられる形になります。4人世帯であれば、1万円を超える保険料率の引下げになるわけですけども、そういったところもよく今後見て、進めていただきたいということを要望しておきます。

市長が今、県の関係のそういった団体におられるということですので、その辺の、市長は県の財政畑にも長くおられて、財政運営の状況だとか、今後どういうふうに市の財政、国保の財政が変わっていくのかということを見定めながら、そういった運営を図っていただきたいと思いますが、もしちょっと御所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど御答弁申し上げましたように、これから被用者保険の適

用がありまして、国保の人が減ってきますので、そうした中で冒頭答弁で申し上げましたけれども、今の保険料率を一日でも長く上げなくて済むように、そのことを第一に努めていきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。国保料は大変高いというふうに、前から言われます。後期高齢者医療保険は、それよりもさらに高いということを、私は誕生日を迎えまして経験いたしました。次の質問に移らせていただきたいと思っております。

質問の第3は、高齢者へのバス・タクシー運賃の助成についてであります。

今年度を実施した元気いきいき！高齢者おでかけ支援事業について、まずお尋ねしたいと思っております。

この事業は、昨年度の3月補正予算に物価高騰対策として国の交付金を活用して、75歳以上の高齢者に対して、路線バス・タクシーのどちらにも使用できる200円の助成券を10枚交付するものであります。助成券の有効期限は、今年の6月16日から9月末までとなっております。

この事業は、免許証返納の有無にかかわらず、対象年齢の方に対して助成券を交付するというものであり、私にとっては大変興味深いものであります。助成券の有効期限は9月末となっており、既に事業としては完了しているものと思っております。

そこで、事業実施状況はどうなったのか、事業の実績、利用率、予算の活用状況、課題などについてお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 田中健次議員の高齢者へのバス・タクシー運賃の助成についての御質問にお答えします。

議員お尋ねの元気いきいき！高齢者おでかけ支援事業は、物価高騰対策として高齢者が外出する際に利用する路線バスやタクシーの運賃の一部を助成することで、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出することを目的に実施したものです。

御質問の事業の実施状況についてです。

このたびの運賃助成については、広く高齢者の方に御使用いただくため、令和7年4月1日時点で満75歳以上の防府市に住民登録がある全ての方を対象とし、有効期間は令和7年6月16日から9月末までの約3か月間でした。

対象者のうち、受け取りを希望されなかった方を除いた約1万9,000人の方に、1枚200円の助成券を10枚つづりにしたものを配付いたしました。総配付枚数約

19万枚のうち、約6万3,000枚が使用されており、使用率は約33%でした。

また、予算の執行状況ですが、事業費の中の運賃助成金の予算3,000万円のうち、支出は1,260万円で執行率は42%でした。

なお、その他の経費については、執行率約50%でした。

使用率が3割強にとどまった要因として、周知期間及び使用期間が限られていたことや、免許をお持ちで御自分で運転されたり、御家族が送り迎えをされるため、公共交通機関を利用される方が一定の割合にとどまったこと等が考えられます。

高齢者等の移動支援については、先ほど総合政策部長が御答弁申し上げましたとおり、新年度において高齢者等の移動支援の見直しを検討するプロジェクトチームを立ち上げ、総合的に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございます。これはバス・タクシーの、先ほど和田議員が議論されたものと類似の事業でありまして、ある意味では、私は一つの社会実験ではなかったかという感じさえしております。

それで、気になるのは、この予算は総額5,000万円でした。それで3,000万円が助成金で、2,000万円が経費という形でした。

それで、経費については50%の執行ということですから約1,000万円、助成金については1,260万円ということですから、合わせて2,260万円程度ということになります。そうなりますと、5,000万円のうちの半分程度しか、この物価対策の事業は使われなかったと。この残ったお金は、これ交付金ということなので、国へ戻す形になるんですか。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 繰越明許費として御承認いただきまして、執行した事業でございます。臨時交付金につきましては、他の充当事業もたくさんございますから、そちらに充当して、戻すことはいたしません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そうなると、市の一般財源みたいなものになるということですね。一般財源とは違いますが、とにかくそうなると、一つちょっとそういう結果を聞くと、事業の設定の仕方、今の高齢者等バス・タクシー運賃助成についても、大体どれぐらい県が消化されているかというのが分かると思います。

そういう意味で、そういうことを見れば、33%しか利用されないということは、ちょっとその後、お金が余らせるために何かしたとは思いませんけれども、こういうふうな形になるのは、物価高騰対策で国から回ってきたお金が十分にそれに使われなかったと。ほかの何に使われるかは、お金に色がついていませんから分かりませんが、ちょっとそういうところは、今後補正予算で、また12月議会にも出されるであろうと思いますが、ぜひその辺よく考えていただきたいと思います。

それで、約3か月、日にち数えると107日です。1年間は365日ですから、これの3倍ちょっと強の、3.5倍ぐらいの予算があれば、75歳以上の方にバス・タクシーは200円ですね。今現行のものは、タクシーについては2割引きなので、大体1枚当たりの単価が330円ぐらいの計算でしたけれども、200円ではなくて。

バスについては200円とか100円とかきちっとした数ですが、そういうことでいけば、今の現行の制度に上乘せする形で、75歳以上の方は免許の返納の有無にかかわらず、200円のこういったバスのもをするというのであれば、今年かかった1,260万円の3.5倍ぐらい程度のお金で、75歳以上の方も免許返納の有無ということが可能になるのではないかと思います。そういったことは今後考えられませんか。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） これは3月補正で実施した事業でございます。この結果等も参考にさせていただきながら、新年度にプロジェクトチームを立ち上げて検討しますので、そういうものを参考にさせていただきながら、全体としていい制度になるように見直しをしていきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 今年の6月議会のときには、私の提案に対して、そうすると対象者が4倍以上になって、1億5,000万円も増額になると、負担が。ということでしたけれども、この結果を見ると、2割引きということじゃなくて、200円負担という形になるかもしれませんが、そういう形で、もしこれを75歳以上の方に通年で拡充をしても、そんなに大きな予算規模にならなくて、それこそ財政当局がよく使われる、持続可能な制度として運用できるのではないかと思います。

そしてまた、免許証はやっぱりいざというときに必要だけれども、できればバスが使える、バスで使いたいという方にもなると思いますので、この辺ぜひ今後のプロジェクトの中で前向きに検討していただきたいということだけ要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで、2時50分まで暫時休憩といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次は、1番、藤村議員。

〔1番 藤村こずえ君 登壇〕

○1番（藤村こずえ君） 会派「自由民主党」の藤村こずえです。通告に従いまして、防府ファンのさらなる拡大の取組についてお伺いいたします。

まず初めに、防府ファンとは、第6次総合計画（案）の中に、地域と多様に関わり、防府のことが好きな人々を指す言葉と書いてありました。私も防府ファンの一人として、その拡大について今回は質問をさせていただきます。

本市は、これまで第5次総合計画の重点プロジェクトに、恵まれた資源を活かした交流拡大を掲げ、観光、文化、スポーツといった多様な分野で来訪者の増加に取り組んでこられました。

この1年を振り返ってみますと、観光では、昨年から「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の立ち寄りを生かし、防府の魅力がさらに多くの方に発信される機会も増え、今年に入ってから大型クルーズ船が寄港するなど、様々な形で防府に来られる観光客が増えてきています。

スポーツの面では、防府読売マラソン大会の開催や実業団の合宿誘致など、全国から選手や関係者、観客の皆さん等が防府に集まる機会が増えており、また去年は野球場やKEIRINパークのリニューアルに伴い、施設の利用者も増加しており、こどもたちや保護者の皆さんからの喜びの声も伺っております。

文化の交流も広がっており、音楽のまちにふさわしく、恒例となったニューイヤーコンサートをはじめ、スプリングコンサートなどの音楽イベントが開催され、防府の文化的魅力が発信されております。

また、合宿に訪れた選手の方と一緒に、佐波川ロードで記録会を行ったり、防府音楽祭の講師による学生指導など、市民との交流も深まっています。

また、本市には、地域に活気をもたらす祭りも多く行われております。夏の防府おどり、先月の御神幸祭では、地域の熱気を求めて多くの方が訪れました。

このように、本市には四季折々の美しい景観や歴史と文化の薫り、スポーツを楽しむ環境など多くの魅力があり、年間を通して防府に行ってみたいと思っただけの機会が数

多くあります。

一方で、社会全体の価値観や観光のスタイルも、この数年で大きく変化してきています。近年は働き方や暮らし方がより柔軟になり、オンライン環境の進展とも相まって、地方に関心を向ける人も増えてきました。

観光も、以前のように名所を巡るだけではなく、地域の人と触れ合い、その土地の生活や文化を体験したいという傾向が強まっています。推し旅やワーケーションという新しい旅行スタイルも広がりを見せ、地域への関わり方は多様化しており、地域に興味を持っていただくきっかけも様々です。

こうした社会変化は、まさに防府ファンを増やす絶好の追い風であり、これまで以上に防府の魅力を丁寧に発信し、市内外の方とつながりを深めていくことが重要だと考えております。

今後は、スポーツや文化、お祭り、まち歩き、食など、防府が持つ多様な魅力をより横断的に結びつけ、一度来たら終わりではなく、何度でも訪れたい、誰かに紹介したいと思っただけの関係性を育てていくことが交流拡大の鍵になると感じております。

そこで質問いたします。

第6次総合計画（案）においても、防府ファンの創出拡大を掲げられているところではございますが、防府ファンのさらなる拡大の取組について、本市の御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 1番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤村議員の防府ファンのさらなる拡大に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

防府ファン——防府のことが好きな人——を増やすことが、まちの元気、活性化につながります。本市では、これまで防府天満宮をはじめ、「すごいぞ！防府」4施設や四季山水園をはじめとする5件の国宝など、本市が誇る歴史の厚みを全国に売り込んでまいりました。

本市の歴史が高く評価され、JR「瑞風」の立ち寄りやクルーズ船の寄港、多くの情報誌で防府天満宮や旧毛利家本邸が大きく取り上げられるなど、歴史のまち防府の存在感が増してきております。

スポーツ・文化では、今年で56回を迎えるG1レース、防府読売マラソン大会、来年25回を迎える防府音楽祭、ニューイヤーコンサート等を開催してきております。さらに高校野球、バレーボール、サッカー、ラグビー、吹奏楽部の全国大会出場など、毎年のよ

うに多くの子どもたちが全国の舞台で活躍しております。

今や歴史のまち防府は、スポーツのまち、音楽のまちともなっており、防府ファンが着実に増えてきています。

来年は市制施行90周年です。第6次総合計画の初年度でもあります。90周年を機に、防府ファンをさらに拡大したいと考えております。歴史のまち、スポーツのまち、音楽のまちを生かし、観光客の増、ふるさと納税の強化、そして、仮称ではありますが、防府応援カード「さあ防府へ」の作成を3本の柱として、防府ファンの拡大に取り組んでまいります。

まず、観光客の増については、来年、観光客数300万人を達成します。令和8年度は、秋に国内最大級の大型観光キャンペーンである、山口デスティネーションキャンペーンが実施されるとともに、令和9年3月には、防府天満宮御神忌1125年式年大祭が開催されます。これを生かし、防府天満宮や毛利氏庭園などの本物の歴史の魅力を多くの観光客に味わっていただきます。

あわせて、防府商工会議所、防府観光コンベンション協会等と一体となって、市を挙げて防府天満宮の花回廊、防府おどりははじめとした幸せますフェスタや「すごいぞ！防府」秋の大イベントなど、防府の魅力いっぱいのイベントを1年を通じて盛り上げてまいります。

そして、来年の裸坊奉仕は、市民挙げて1万人を目指したいと思っております。

さらに、90周年を迎え、防府読売マラソン大会がさらに魅力ある大会となるよう、コースの一部変更を検討するとともに、音楽のまち防府にふさわしい交響楽団によるコンサートや、ますます歴史のまち防府を好きになってもらえる、歴史観光スペシャルトークを開催したいと考えております。

次に、ふるさと納税の強化についてです。

ふるさと納税をされる方は、まさに防府ファンだと思います。多くの人にふるさと納税で防府を応援していただけるよう、これまで以上に、歴史のまち、スポーツのまち、音楽のまち防府の魅力を公式のLINE、インスタグラム、情報誌など様々な方法で発信するとともに、指定寄附事業、また返礼品の充実も図り、ふるさと納税1万人を目指して取り組んでいきます。

そして、仮称ではありますが、防府応援カード「さあ防府へ」の作成です。歴史のまち、スポーツのまち、音楽のまち防府には、毎年国内外から多くの著名な方がお越しになります。この強みを生かし、防府ファンの拡大に努めたいと考えております。

既に好評を博している防府読売マラソン大会出場記念名所を参考に、名刺代わりとして、

また名刺とともに渡したくなる、そして受け取った人が防府に来たくなるような特典のついた防府応援カード「さあ防府へ」を作成したいと考えております。この応援カードにより、本市の魅力为全国へ広めていただきたいと考えております。まずは、100人へ100枚ずつ、1万枚を目標に取り組みます。

こうした観光客の増、ふるさと納税の強化、防府応援カードの3つを柱として、防府のファンの増を図ってまいります。

また、本市には大手企業や自衛隊があり、多くの方が市外から来られます。こうした方々にも防府ファンとなっただき、また新たな地に行かれても、いつまでも防府ファンとして応援していただけるよう、企業等の皆様の御協力もいただきながら、一緒になってファンを増やしていきたいと考えております。

こうした中、何よりも市民の皆様、防府ファン、防府が一番だと思っただかねばなりません。来年は市制施行90周年の年です。次の100周年につなげていく年でもあります。明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、皆様に愛され、そして応援していただける、まさに「すごいぞ！防府」となるよう、全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 1番、藤村議員。

○1番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございます。伺っておりますと、盛りだくさんの内容で大変忙しく、また楽しい1年になるような、そんな気がいたします。ありがとうございます。

市長から防府ファンの拡大に向けて、企業や商工会議所等関係団体、市民と一体となって取り組む力強い御答弁をいただきました。大変ユニークな応援カードのアイデアも、大変面白いと思います。

また、来年の市制施行90周年を機に、防府ファンを大きく広げていくというお考えも伺い、私も大きな期待を抱いているところでございます。観光・文化・スポーツの面で本市が積み重ねてきた取組、そして、来年に向けて準備されている多くのイベントや防府応援カードなど、外へ向けた魅力発信には大きな力があると感じております。

市長が御答弁されたように、こうした取組が防府を知っていただく、またきっかけとなり、訪れてみたいと思っただけすることは、防府ファン拡大の大きな柱になると感じております。

それと同時に、私はまず、今ここで暮らしている人たちが防府ファンであることが最も大切であるとも考えております。日々の普段の暮らしの中で、防府のよさを実感し、家族や友人、知人に、防府はいいまちだよと自然に伝えたい、そうした日常の積み重ねこ

それが防府の一番の魅力であり、最も強い発信力だとも感じております。

市長の御答弁の中にもありました、歴史のまち、スポーツのまち、音楽のまちといった防府の価値は、観光客の皆さんだけでなく、本市で学び、働き、生活をしている人たちの心にも深く刻まれていくものだと思っております。

視野を広げていきますと、先ほど御答弁の中にもございましたが、本市には市外から通う高校生、寮生活を送る学生、そして、自衛隊で数か月から数年間を過ごす隊員の方々など、一定期間防府で生活される方が多くいらっしゃいます。こうした若い世代の方々にとって、防府で過ごす日々は人生の大切な1ページとなり、その経験は防府を離れた後も懐かしく、また来たいなど。中には、ここに住みたいなという思いにつながることは少なくありません。

私の住む華城地域は、自衛隊の基地が近いこともあってか、自衛官の方がほかの地域より多いと思います。本市の暮らしやすさを理由に、防府に家を構えられるケースが多いことも好事例です。

今議会の御答弁の中に、こどもの出生数よりも、小学校入学時のこどもの数が多いと伺いました。10年間のデータも教えていただきました。人のこの動態の特徴は、本市の誇るべき特徴であるとも考えております。

こどもが入学するときというのは、生活の拠点を考える大きな節目の時期でもあります。要因は様々かもしれませんが、子育てしやすいまちとして選ばれていることも、理由の一つであると考えます。

このように、本市には定住につながる要素が着実に育っていることは非常に心強いことであり、この流れをさらに大切にしていく必要があると考えております。

少し話が飛躍いたしますが、防府ファンから居住へ、また居住から防府ファンへ、これも本市の強みであり、今後さらに伸ばすことができる可能性を持っているのではないかなというふうにも考えております。観光で訪れる人も、数年間防府で暮らす人も、ずっと住んでいる市民も、全員が防府ファンの仲間であるという視点も、防府ファンを拡大する取組の一つであると考えます。

御答弁にもありましたように、様々なアイデアをぜひ防府に関わる多くの方々に届けていただき、将来的には、こうした方々が継続的に地域とつながり、また来たい、防府を応援したい、いつか住みたいと思っただけの機会を増やしていくことが、関係人口や定住人口の増加につながるというふうにも考えております。

今回の一般質問でも多くの議員の皆さんが、幅広い視点から市政への提案を行いました。全ての提案は形は違っても、防府が一番いいまちになってほしい、住みやすいまちであっ

てほしいという願いにつながっており、結果として防府ファンを増やす力になっていると感じております。こうした思いの積み重ねこそが、まちの未来を形づくっていくものだと思います。

来年、防府市は市制施行90周年という、とても大きな節目を迎えます。県内で90周年を迎えるのは本市だけであり、これは歴史を積み重ねながらも、自らの力で歩んできた防府市の誇りです。

市長の御答弁にもありましたように、90周年は次の100周年へとつなぐ大切なスタートの年です。この節目を市民の皆さんとともに、防府ファンを広げていく1年にしたいと心から願っております。

ここにいる全員、防府ファンであると思いますし、その拡大の取組は全員で行うことだとも思っております。市長からは本答弁でしっかりと思いをお聞きしたんですけれども、改めて防府ファンの一人として、防府ファン拡大の意気込みを市長からお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 意気込みというか、究極のところは、防府の市民の方が防府が一番だと心から思ってもらえる。そうすれば、防府ファンは広がっていくと思いますので、来年度から防府市のほうでは、次の総合計画がありますけれども、市議会の皆さん、また市民の皆さんと一緒に、すばらしい防府をつくっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 1番、藤村議員。

○1番（藤村こずえ君） ありがとうございます。第6次総合計画の冒頭に、防府に住んでよかった、防府に来てよかった、防府が一番だと思っただけのまちづくりと力強く示されております。私は、この言葉こそが防府ファンの拡大そのものだというふうに思っております。90周年をその第一歩とし、やっぱり防府が好きだと思っただけのまちづくりを皆さんと一緒に進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、1番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、3番、上野議員。

〔3番 上野 忠彦君 登壇〕

○3番（上野 忠彦君） 会派「自由民主党」上野忠彦です。まずもって、私の体調管理の不行き届きから、一般質問初日の12月2日を欠席いたしまして、誠に申し訳ございま

せんでした。議会、執行部の皆様の御配慮によりまして、順延していただき、本日この場に立つことができました。誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、自治会の活性化について質問をいたします。

自治会の活動は、市広報等の配付、地域の清掃や資源ごみの集団回収、防犯灯の維持管理、防犯パトロール、こどもみまもり隊、高齢者の見守り活動、自主防災組織の運営、さらには、こども会、敬老会などの地域イベントの実施など多岐にわたります。

しかし、社会情勢や個人の価値観の多様化、定年延長や夫婦共働きなど働いている方の増加等により、他市と同様に防府市におきましても、自治会への加入率は減少傾向にあり、自治会役員の高齢化や自治会役員の成り手不足などにより、自治会の運営が困難となってきました。

このように、役員の高齢化や成り手不足が進む中、空き家問題、防災・防犯活動、市広報の配付作業など、自治会の負担が増大しています。私も令和3年4月から自治会長をさせていただいていますが、自治会が市の施策や事業についても多く携わり、担っていることを実感しております。そのため、今後も自治会が継続して活動が続けていくことが重要であり、そして、そのことが防府市全体の活性化につながるものと考えます。

そこでお伺いします。

自治会は防災・防犯などの地域の中核であり、地域住民が安全・安心に暮らすため、重要な役割を担っています。その役割は今後ますます重要になると考えますが、自治会活性化に向けての御所見を伺います。

○議長（安村 政治君） 3番、上野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上野議員の自治会の活性化についての御質問にお答えいたします。

上野議員におかれましては、自治会長として地域活動に積極的に御尽力いただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。自治会は地域住民が触れ合い、助け合い、住みよい地域づくりを行うことを目的に、地縁に基づき組織された団体であり、地域一体となって、こども・高齢者の見守り、地域のイベント、防犯・防災等の活動を主体的にされています。

私は、総合計画の基本目標である明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、地域が元気であることが防府市全体の活力につながると考え、まちづくりを進めてまいりました。

地域が元気であるためには、主体的な活動をされる自治会はなくてはならない大切な存在であり、その役割は大きいものと考えております。こうした考えの下、担当部署と地域

をつなぐ地区担当職員を配置し、加えて令和4年度からは、若手職員を地域支援担当職員とし、各地域におけるイベントの運営支援や地域の方々と一緒に環境美化活動を行うなど、地域の活動を直接支援してまいりました。

さらに地域の活性化に向けて、地域おこし協力隊員を導入しており、今年度も協力隊員が着任し、現在、野島地域の活性化を進めているところです。加えて、地域が必要とされる場合には、集落支援員の導入を検討しております。

また、自治会が行う地域の防災活動や防犯灯の設置、自治会館の新設・改修等、様々な取組に対し支援しており、今年度から自治会館の新設について支援の拡充をしたところであります。

昨年度から開始しました、がんばる地域応援事業では、法定外公共物の維持管理や地域のイベントの実施など、地域の様々な課題解決に向けた取組を幅広く支援しており、地域の交流や活性化につながっております。

一方、近年、犯罪の増加や自然災害が頻発する中、防犯・防災活動に取り組まれている自治会の果たされる役割は、ますます重要になってきています。

しかしながら、議員御案内のとおり、社会情勢や一人ひとりの価値観の変化などにより、全国と同様に、本市においても自治会の加入率の低下、自治会役員の成り手不足や負担の増加が課題となってきております。

こうしたことから、自治会へ多くの人に加入していただけるよう、転入や転居の手続の際に配付する加入のお知らせをリニューアルし、窓口で働きかけを行っているところです。

現在、未加入の方については、市広報等により、加入のメリットや活動の重要性について周知を行い、自治会への加入を促進したいと考えております。

さらに、自治会の活性化に向け、自治会関係者、有識者から成る（仮称）自治会活性化検討委員会を立ち上げ、加入率の向上、役員の担い手確保、負担軽減等に向けて検討することとしております。検討に当たっては、専門的な講師による自治会の活性化に向けた研修等の実施も予定しております。

こうした中、先日、防府市自治会連合会のほうから、自治会の役割を明確にし、加入促進につながる自治会応援条例の制定に向けた要望書も頂きました。

今後、自治会活性化検討委員会を中心に、自治会の方々の声をしっかりお聞きし、真に自治会が地域一体となって主体的に活動できるよう、検討を進めていきたいと考えております。

本市は来年、市制施行90周年を迎えます。自治会なくして、本市のまちづくりを進めることはできません。次の100年、さらにその先に向け、将来にわたり自治会が地域の

中核を担えるよう、さらなる活性化に向け、自治会の皆様とともに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 3番、上野議員。

○3番（上野 忠彦君） 御答弁ありがとうございました。自治会は地域の中核として大切な存在であり、将来にわたり存続していただけるよう、さらなる活性化に取り組まれるとのことでした。そのためには、自治会活性化の検討委員会を立ち上げ、加入率の向上や役員の担い手確保、負担軽減について検討されるということで、これは大変重要な内容です。ぜひともしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、その検討委員会を中心に、自治会応援条例につきましても検討されるとのことでした。こちらにつきましては、現在策定されている自治体もありますので、それらも参考にされるとともに、防府市にとって最適な条例となるよう進めていただければと思います。

私は先ほども申しましたが、現在も自治会長であります。自治会の当事者として、様々な自治会活動をするに当たり、地域の防犯・防災活動や見守り活動、またイベント実施によります連帯感の強化など、自治会の必要性について強く実感しているところです。

今後も、自治会が将来にわたり活動を継続することができるよう、さらなる活性化に向けて取組を進めていただけるということでしたので、そのことをしっかり実行していただけますようお願い申しまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、3番、上野議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月17日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、3時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後3時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月4日

防府市議会 議長 安 村 政 治

防府市議会 議員 原 田 典 子

防府市議会 議員 藤 本 真 未